

5.3. 地域の社会的状況

5.3.1. 人口等

神戸市西区及び北区の人口、世帯数及び人口密度の状況は、表5. 3-1に示すとおりである。

表5. 3-1 人口、世帯数及び人口密度

行政区域	年次	人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口密度 (人/km ²)
神戸市	平成28年	1,535,765	710,733	2,757
	平成29年	1,532,153	714,544	2,751
	平成30年	1,527,407	718,247	2,742
	令和元年	1,522,944	722,189	2,734
	令和2年	1,516,638	725,824	2,723
西区	平成28年	244,951	98,154	1,775
	平成29年	243,343	98,671	1,763
	平成30年	242,116	99,438	1,754
	令和元年	240,386	99,980	1,742
	令和2年	238,756	100,825	1,730
北区	平成28年	217,864	87,292	907
	平成29年	216,190	87,528	900
	平成30年	214,037	87,658	891
	令和元年	212,211	87,913	883
	令和2年	210,775	88,486	877

注) 1. 世帯数・人口については、国勢調査結果（確定数）を基礎に、毎月の住民基本台帳の届出数を加減して算出している。（各年10月1日現在）

2. 面積は、国土地理院面積調を基礎に積算しているが、北区は一部境界未定のため、参考値を示している。

出典) 「第96回神戸市統計書 令和元年度版」(神戸市、令和2年)
「第97回神戸市統計書 令和2年度版」(神戸市、令和3年)

5.3.2. 産業

神戸市西区及び北区の産業別従業者数は、表5.3-2に示すとおりである。

表5.3-2 産業別従業者数

行政区域	項目	年次	第1次産業	第2次産業	第3次産業	総数
神戸市	従業者数 (人)	平成24年	701	119,134	590,683	710,518
		平成28年	685	110,402	616,043	727,130
	割合 (%)	平成24年	0.1	16.8	83.1	100.0
		平成28年	0.1	15.2	84.7	100.0
西区	従業者数 (人)	平成24年	268	25,881	59,242	85,391
		平成28年	255	27,118	63,345	90,718
	割合 (%)	平成24年	0.3	30.3	69.4	100.0
		平成28年	0.3	29.9	69.8	100.0
北区	従業者数 (人)	平成24年	160	4,884	47,785	52,829
		平成28年	224	4,657	49,403	54,284
	割合 (%)	平成24年	0.3	9.2	90.5	100.0
		平成28年	0.4	8.6	91.0	100.0

出典) 「第92回神戸市統計書 平成27年度版」(神戸市、平成28年)

「第97回神戸市統計書 令和2年度版」(神戸市、令和3年)

5.3.3. 交通

(1) 道路

事業実施区域及びその周囲における主要な交通網は図5.3-1に、交通量は表5.3-3に示すとおりである。

主要な道路としては、山陽自動車道、高速北神戸線、一般国道28号（神戸淡路鳴門道）及び神戸三木線等が存在する。

表5.3-3 主要な道路における交通量

分類	路線名	No.	観測地点名	交通量(台)					
				小型車		大型車		合計	
				12時間	24時間	12時間	24時間	12時間	24時間
高速自動車国道	山陽自動車道	1	山陽自動車道～一般国道28号(本四道路)神戸西IC	5,722	<u>7,005</u>	3,132	<u>5,199</u>	8,854	<u>12,204</u>
都市高速道路	高速北神戸線	2	神戸市西区伊川谷町布施畑	20,437	<u>25,087</u>	8,368	<u>12,240</u>	28,805	<u>37,327</u>
		3	神戸市北区山田町下谷上	17,173	<u>20,652</u>	4,276	<u>5,476</u>	21,449	<u>26,128</u>
一般国道	一般国道28号(神戸淡路鳴門道)	4	神戸西IC～布施畑JCT	5,813	6,929	3,064	4,908	8,877	11,837
主要地方道	神戸三木線	5	神戸市西区見津が丘4丁目	9,511	<u>12,662</u>	2,382	<u>3,037</u>	11,893	<u>15,699</u>
		6	神戸市西区見津が丘4丁目	10,533	<u>14,153</u>	2,050	<u>2,834</u>	12,583	<u>16,987</u>
		7	-	<i>10,868</i>	<i>14,325</i>	<i>1,412</i>	<i>2,130</i>	<i>12,280</i>	<i>16,455</i>
		8	神戸市西区押部谷町福住	9,618	<u>12,823</u>	1,753	<u>2,414</u>	11,371	<u>15,237</u>
		9	-	<i>1,342</i>	<i>1,628</i>	<i>128</i>	<i>165</i>	<i>1,470</i>	<i>1,793</i>
	小部明石線	10	神戸市北区北五葉2丁目	9,355	<u>12,193</u>	1,032	<u>1,622</u>	10,387	<u>13,815</u>
		11	神戸市西区押部谷町木見	6,316	<u>8,081</u>	738	<u>1,089</u>	7,054	<u>9,170</u>
		12	神戸市西区押部谷町木見	6,319	<u>8,180</u>	1,153	<u>1,534</u>	7,472	<u>9,714</u>
	神戸加古川姫路線	13	-	<i>4,834</i>	<i>6,175</i>	<i>665</i>	<i>919</i>	<i>5,499</i>	<i>7,094</i>
	指定市の一般市道	西下木津線	14	神戸市北区山田町西下	3,168	<u>4,051</u>	556	<u>716</u>	3,724
西下木津線		15	神戸市西区見津が丘3丁目	4,636	<u>6,115</u>	1,419	<u>1,696</u>	6,055	<u>7,811</u>
西神1号線		16	-	<i>8,274</i>	<i>10,515</i>	<i>426</i>	<i>882</i>	<i>8,700</i>	<i>11,397</i>

注) 1. 24時間交通量が下線表示の場合、24時間交通量を観測していない区間であるため、昼間12時間交通量と昼夜率及び夜間12時間大型車混入率を用いて推定した24時間交通量を示す。

2. 交通量が斜体表示の場合、交通量を観測していない区間であるため、推定した昼間12時間交通量と昼夜率及び夜間12時間大型車混入率を用いて推定した12時間交通量及び24時間交通量を示す。

出典)「平成27年度 全国道路・街路交通情勢調査」(国土交通省、平成29年)

(2) 鉄道

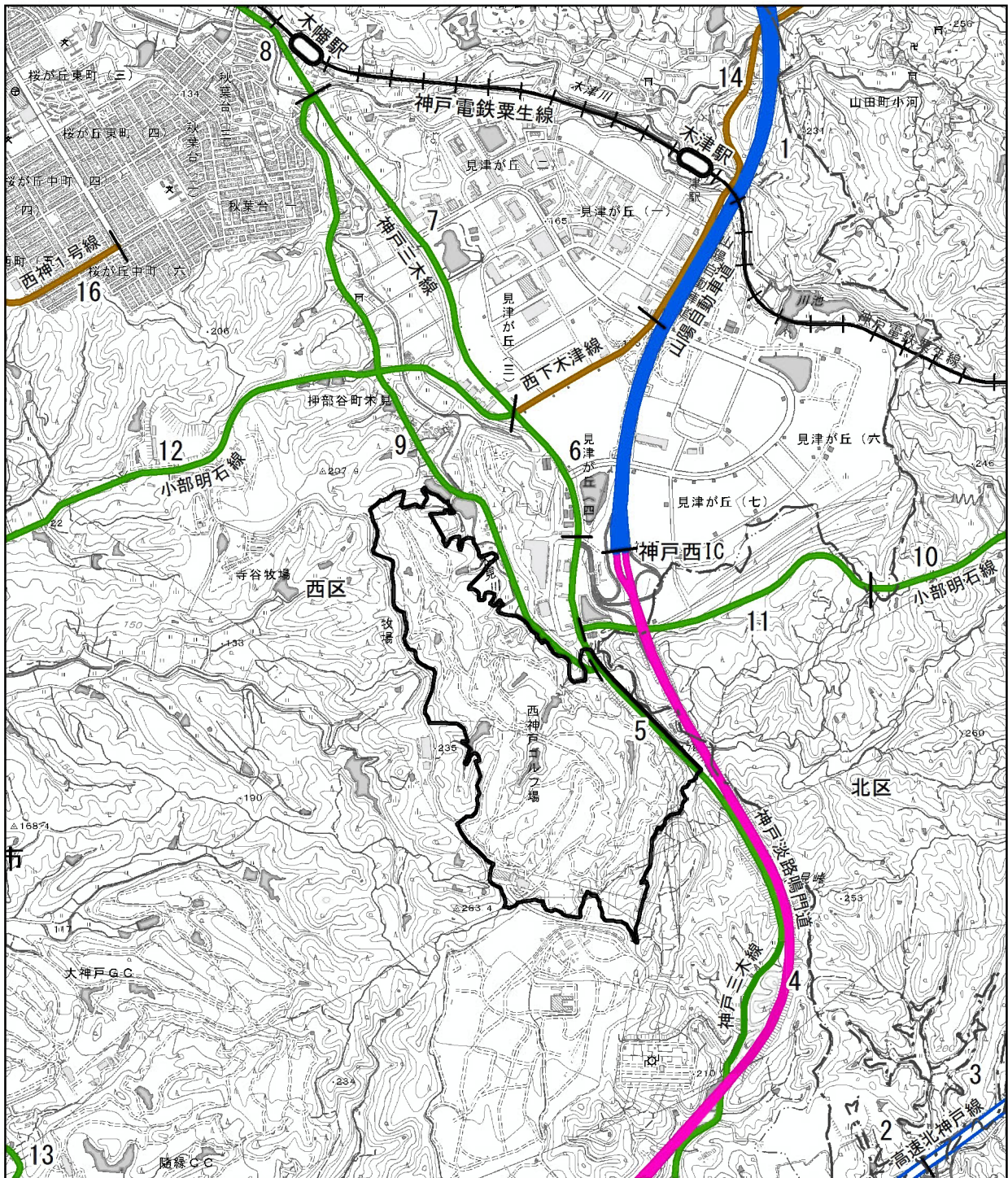
事業実施区域及びその周囲における鉄道駅の乗車人数は、表5.3-4に示すとおりである。
木津駅の乗車人数は増加傾向、木幡駅の乗車人数は減少傾向にある。

表5.3-4 鉄道駅の乗車人数

【単位:千人】

種別	線区別	駅	年度	乗車人数総数
神戸電鉄	粟生線	木津駅	平成27年度	174
			平成28年度	197
			平成29年度	202
			平成30年度	207
			令和元年度	222
		木幡駅	平成27年度	163
			平成28年度	157
			平成29年度	148
			平成30年度	143
			令和元年度	137

出典)「第97回神戸市統計書 令和2年度版」(神戸市、令和3年)



- 事業実施区域
- 高速自動車国道
- 都市高速道路
- 一般国道
- 主要地方道（都道府県道）
- 指定市の一般市道
- 鉄道

注) 番号は表5.3-3に対応している。
 出典) 「国土数値情報（鉄道データ）」（国土交通省）
<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html>
 （令和3年11月26日取得）
 「平成27年度 全国道路・街路交通情勢調査」
 （国土交通省、平成29年）



図5.3-1 交通網図

5.3.4. 地域社会

(1) 環境の保全についての配慮が特に必要な施設

事業実施区域及びその周囲における環境の保全についての配慮が特に必要な施設は、表5.3-5及び図5.3-2に示すとおりである。

表5.3-5 環境の保全についての配慮が特に必要な施設

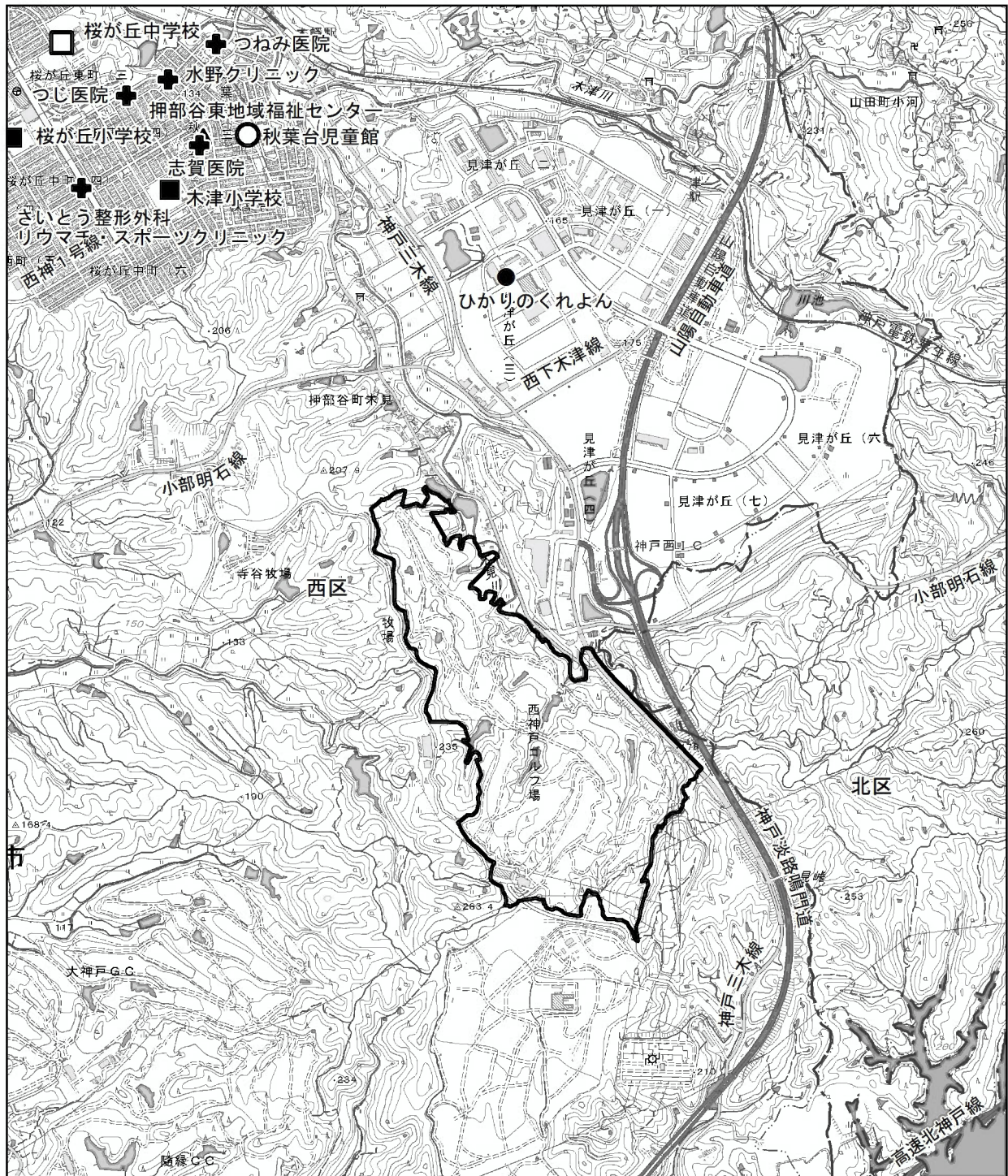
区分	名称
保育所、幼稚園等	地域型保育事業 ひかりのくれよん
児童館等	秋葉台児童館
小学校	桜が丘小学校
	木津小学校
中学校	桜が丘中学校
病院	つねみ医院
	水野クリニック
	つじ医院
	志賀医院
	さいとう整形外科 リウマチ・スポーツクリニック
福祉施設	押部谷東地域福祉センター

出典) 「神戸市オープンデータポータル」(神戸市ホームページ、令和3年11月現在)

「ひょうごオープンデータカタログ(兵庫県拠点別所在地一覧)」

(兵庫県ホームページ、令和3年11月現在)

「兵庫県医療機関情報システム」(兵庫県ホームページ、令和3年11月現在)



- 事業実施区域
- 保育所・幼稚園等
- 児童館等
- 小学校
- 中学校
- 病院
- 福祉施設

出典) 「神戸市オープンデータポータル」
 (神戸市ホームページ、令和3年11月現在)
 「ひょうごオープンデータカタログ(兵庫県拠点別所在地一覧)」
 (兵庫県ホームページ、令和3年11月現在)
 「兵庫県医療機関情報システム」
 (兵庫県ホームページ、令和3年11月現在)



図5.3-2 環境の保全についての配慮が特に必要な施設

(2) 住宅の配置

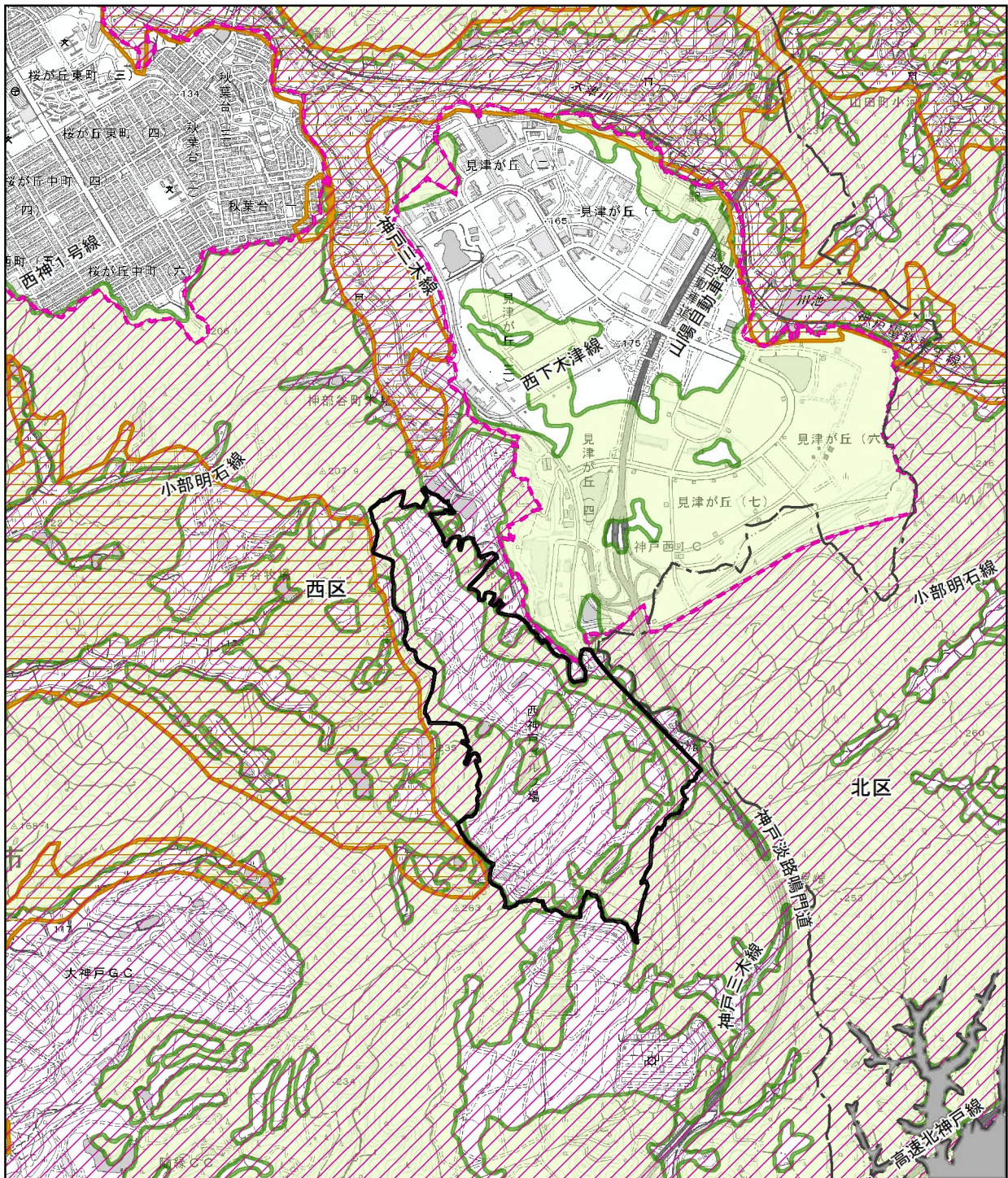
事業実施区域及びその周囲における住宅の配置の状況は、事業実施区域北側の木見川沿いに木見地区が存在しているが、東側、南側、西側には住居は存在しない。

5.3.5. 土地利用等

(1) 土地利用計画

「国土利用計画法」(昭和49年6月25日法律第92号)に基づく、事業実施区域及びその周囲の土地利用基本計画図は、図5.3-3に示すとおりである。

事業実施区域は、一部が森林地域に指定されている。



- 事業実施区域
- 都市地域
- 市街化区域
- 市街化調整区域
- 森林地域
- 農業地域

出典) 「国土数値情報(森林地域データ・都市地域データ・農業地域データ)」
 (国土交通省) (<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html>)
 (令和3年11月26日取得)

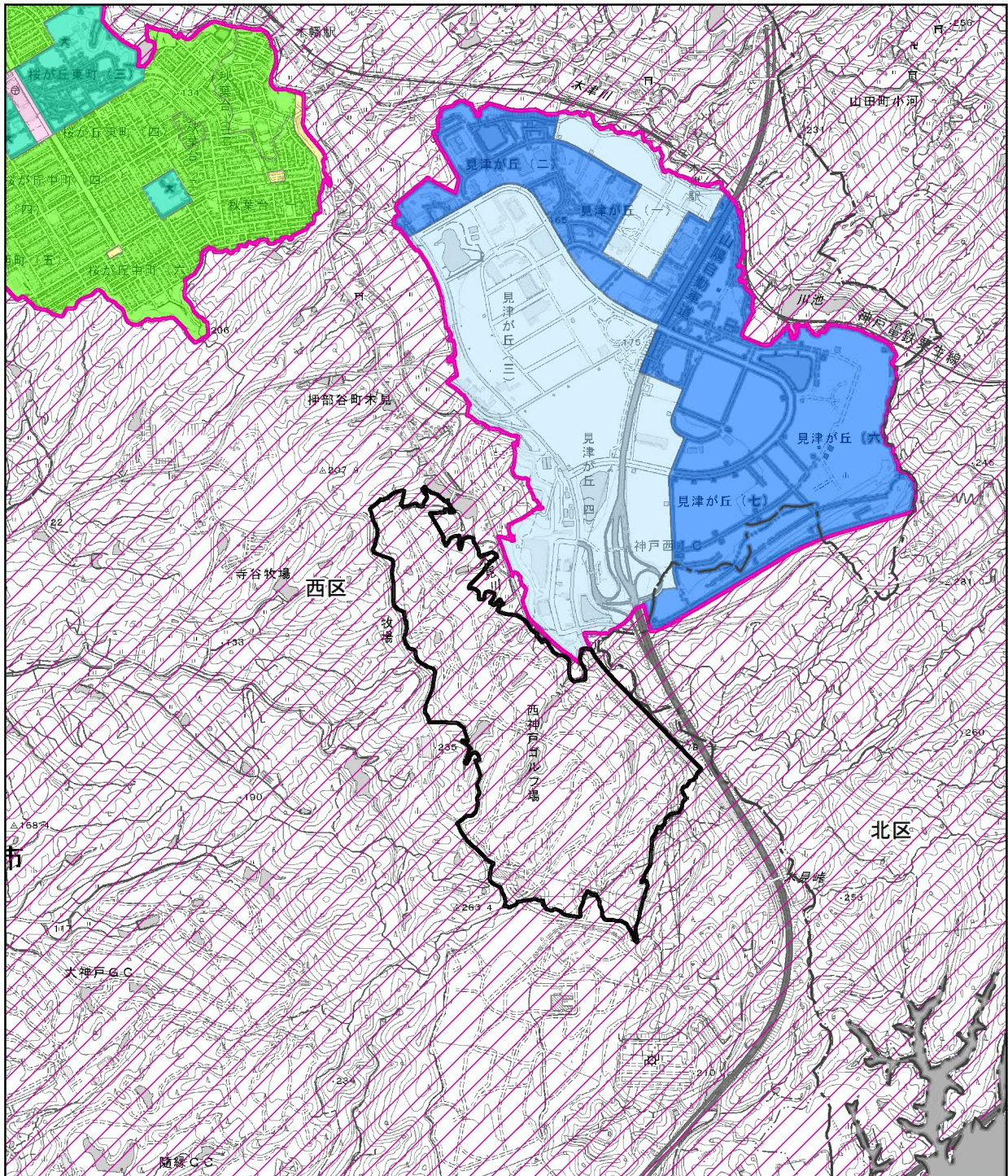


図5.3-3 土地利用基本計画図

(2) 用途地域等

「都市計画法」(昭和43年6月15日法律第100号)に基づく用途地域等の指定状況は、図5.3-4に示すとおりである。

事業実施区域は、市街化調整区域に指定されている。



- 事業実施区域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第一種低層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 近隣商業地域
- 準工業地域
- 工業専用地域
- 市街化調整区域

出典)「国土数値情報(用途地域データ)」(国土交通省)
<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html>
 (令和3年11月26日取得)



図5.3-4 用途地域等

5.3.6. 水域利用等

(1) 上水・農業用水等の利水状況

事業実施区域及びその周囲の利水状況は、表5.3-6に示すとおりである。

事業実施区域における上水は、神戸市の上水道によるものであり、西区では兵庫県水道用水供給事業による呑吐ダム（神出浄水場）から供給される水を利用している。

事業実施区域及びその周囲の農業用水は、木見川、櫛谷川及びため池からの慣行水利によるものである。

表5.3-6 事業実施区域及びその周囲の利水の状況

供給源	水源	神戸市西区における供給量
購入分	兵庫県水道用水供給事業	21,000m ³ /日

注) 呑吐ダム（神出浄水場）の供給量を記載している。

出典) 「神戸市水道水源系統図」（神戸市水道局ホームページ、令和3年11月現在）

(2) 地下水の利用状況

神戸市の地下水の利用状況は表5.3-7に示すとおりである。

表5.3-7 地下水採取量

工業用 (m ³ /日)	上水道用 (千m ³ /年)
7,288	0

注) 1. 工業用は、工業統計における従業員30人以上の事業所の1日あたりの用水量のうち、水源を井戸水としている量を示す。

2. 上水道用は上水道施設の実績年間取水量のうち、水源を地下水としている量を示す。

出典) 「2019年工業統計表（IV用地及び用水）」（兵庫県ホームページ、令和3年11月現在）

「令和元年度水道施設現況調査」（兵庫県ホームページ、令和3年11月現在）

(3) 漁業権の設定状況

事業実施区域及びその周囲には、漁業権が設定されている河川は存在しない。

5.3.7. 環境関連社会資本

(1) 上水道

神戸市の水道普及状況は表5.3-8に示すとおりであり、令和元年度末現在で水道普及率は99.9%である。

表5.3-8 水道普及状況（令和元年度）

行政区域	給水人口(人)	給水区域内人口(人)	普及率(%)	給水面積(km ²)	計画給水区域面積(km ²)
神戸市	1,518,870	1,516,525	99.9	287.34	342.16

出典)「第97回神戸市統計書 令和2年度版」(神戸市、令和3年)

(2) 下水道

神戸市の公共下水道の整備状況は表5.3-9に示すとおりであり、令和元年度末現在で下水道普及率は98.7%である。

表5.3-9 公共下水道の整備状況（令和元年度）

行政区域	処理区域内人口(人)	行政区域内人口(人)	普及率(%)	処理区域面積(km ²)
神戸市	1,509,621	1,529,092	98.7	171.95

出典)「第97回神戸市統計書 令和2年度版」(神戸市、令和3年)

(3) ごみ処理・処分場等の配置及び稼働状況

1) 一般廃棄物

神戸市の一般廃棄物処理施設の概要は表5.3-10に、一般廃棄物の収集量及び処理量は表5.3-11に示すとおりである。

神戸市には現在、3箇所のクリーンセンター（焼却施設）、1箇所の破砕施設、1箇所の資源リサイクルセンター、2箇所の埋立処分地（環境センター）があり、一般廃棄物の処理及び再資源化が行われている。

事業実施区域及びその周囲には、図5.3-5に示すとおり、資源リサイクルセンター、布施畑環境センター及び布施畑環境センター破砕選別施設が存在している。

表5.3-10 一般廃棄物処理施設の概要

区分	名称	所在地	設備能力
焼却施設	東クリーンセンター	東灘区魚崎浜町1番地7	900t/24時間
	港島クリーンセンター	中央区港島9丁目12番1	600t/24時間
	西クリーンセンター	西区伊川谷町井吹字三番圃（くじ）74番地の1	600t/24時間
破砕施設	布施畑環境センター破砕選別施設	西区伊川谷町布施畑字丸畑	150t/5時間×2基
資源リサイクル	資源リサイクルセンター	西区見津が丘1丁目9（神戸複合産業団地内）	90t/5時間 (45t/5時間×2系列)
埋立処分地	布施畑環境センター	西区伊川谷町布施畑字丸畑	23,500,000m ³
	淡河環境センター	北区淡河町野瀬字南山	7,700,000m ³

出典) 「神戸市のごみ処理施設の紹介」(神戸市ホームページ、令和3年11月現在)

表5.3-11 一般廃棄物の収集量及び処理量（令和元年度）

【単位：t】

収集量						処理量			
総数	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源ごみ ^{注1}	事業系ごみ	焼却 ^{注2}	埋立	資源化 ^{注3}	圧縮・破砕等処理(再掲)
494,167	249,511	14,402	5,611	26,602	198,041	452,359	16,069	25,547	28,708

注) 1. 資源ごみの内訳（缶・ビン・ペットボトル：17,423t、容器包装プラスチック：9,179t）

2. 水分を含む。

3. 資源化量は、実際に資源として有効活用された量。

出典) 「第97回神戸市統計書 令和2年度版」(神戸市、令和3年)

2) 産業廃棄物

① 産業廃棄物の業種別排出量

神戸市の産業廃棄物発生量は、「令和元年度 神戸市環境マスタープラン(環境基本計画)年次報告書」(令和2年)によると、平成20年度から29年度にかけては330万トン～400万トンで推移していたが、平成30年度は311万トンとなっている。

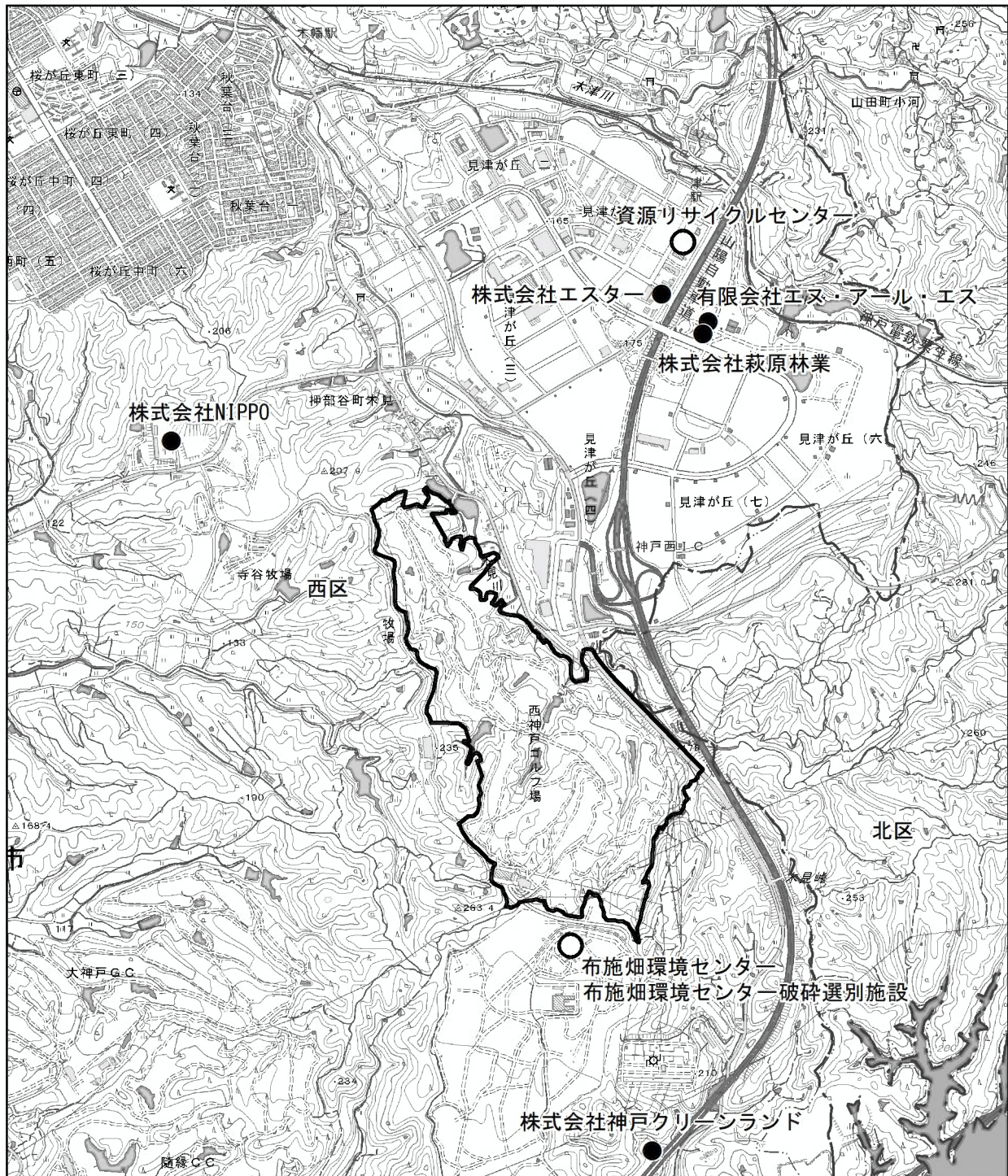
② 産業廃棄物処理施設の立地状況

事業実施区域及びその周囲における産業廃棄物処理施設は、表5.3-12及び図5.3-5に示すとおりであり、5箇所存在する。

表5.3-12 産業廃棄物処理施設

名称	所在地	許可品目
株式会社エスター	西区見津が丘1-7-2	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
有限会社エヌ・アール・エス	西区見津が丘6-1-1	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
株式会社神戸クリーンランド	西区伊川谷町布施畑1057-1	汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず
株式会社NIPPO	西区櫛谷町寺谷字従弟谷723-11の一部他	燃え殻(下水汚泥焼却灰に限る。)、がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
株式会社萩原林業	西区見津が丘6-1-2	木くず

出典) 「神戸市内の産業廃棄物処分業者一覧」(神戸市ホームページ、令和3年11月現在)



- 事業実施区域
- 一般廃棄物処理施設
- 産業廃棄物処理施設

出典) 「国土数値情報(廃棄物処理施設データ)」(国土交通省)
<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html>
 (令和3年11月26日取得)
 「神戸市内の産業廃棄物処分業者一覧」
 (神戸市ホームページ、令和3年11月現在)

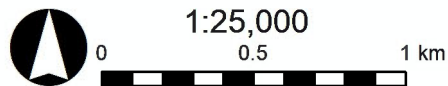


図5.3-5 廃棄物処理施設の立地状況

5.3.8. 地域地区の指定及び計画等

(1) 環境基本法等に基づく環境基準

「環境基本法」(平成5年11月19日法律第91号)に基づく環境基準は、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、大気汚染、水質汚濁(河川、湖沼、海域及び地下水)、土壌汚染、騒音に関して環境上の条件が定められている。

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年7月16日法律第105号)に基づく環境基準は、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び水底の底質に係る環境上の条件が定められている。

1) 大気汚染に係る環境基準

大気の汚染に係る環境基準は、表5.3-13に示すとおりである。

表5.3-13 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。

- 注) 1. この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
2. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないように努めるものとする。
3. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、その粒子が10μm以下のものをいう。
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート、その他光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。
5. ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたつて人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。
6. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であつて、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後採取される粒子をいう。

出典) 「大気の汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月8日環境庁告示第25号)

「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月11日環境庁告示第38号)

「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」(平成9年2月4日環境庁告示第4号)

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」(平成21年9月9日環境省告示第33号)

2) 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は、表5.3-14に示すとおりである。

表5.3-14(1) 騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A	55デシベル以下	45デシベル以下
B		
C	60デシベル以下	50デシベル以下

- 注) 1. 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
2. AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
3. Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
4. Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
5. Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。
- 出典) 「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日環境庁告示第64号)
「騒音に係る環境基準の改正について」(平成10年9月30日環大企第257号)

ただし、表5.3-14(2)に掲げる地域に該当する地域(以下「道路に面する地域」という)については、表5.3-14(1)によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

表5.3-14(2) 騒音に係る環境基準(道路に面する地域)

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考) 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分を言う。

出典) 「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日環境庁告示第64号)

また、幹線交通を担う道路に近接する空間については、表5.3-14(2)に関わらず、特例として表5.3-14(3)の基準値の欄に掲げるとおりとする。

表5.3-14(3) 騒音に係る環境基準(幹線交通を担う道路に近接する空間)

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下

備考) 個別の住居などにおいて騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内に透過する騒音に係る基準(昼間にあっては、45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。

- 注) 1. 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道及び自動車専用道路をいう(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る)。
2. 「幹線交通を担う道路に近接する空間」に関しては、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定する。
- ・2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：15m
 - ・2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路：20m

出典) 「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日環境庁告示第64号)
「騒音に係る環境基準の改正について」(平成10年9月30日環大企第257号)

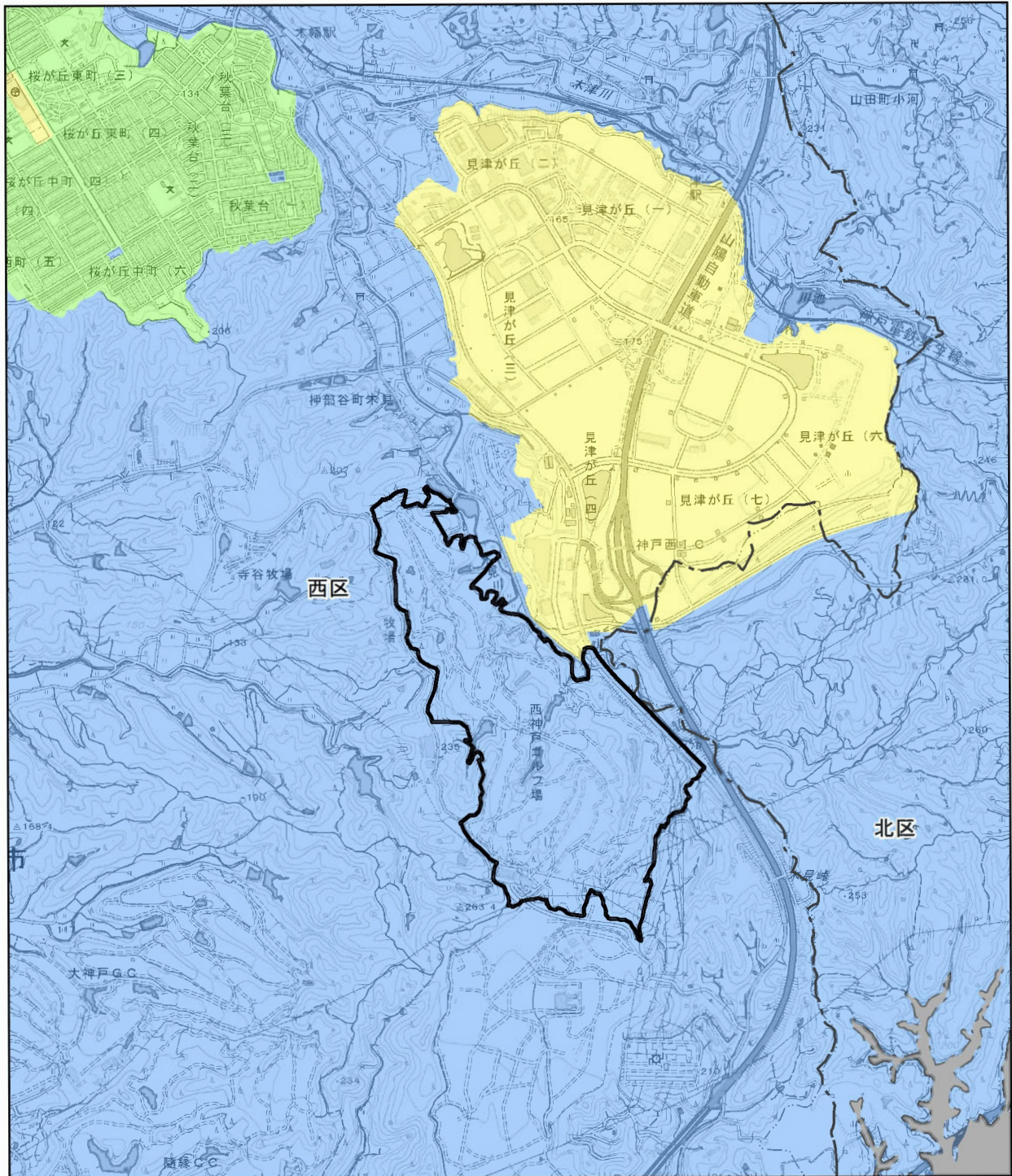
「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）に基づく、事業実施区域及びその周囲の騒音に係る環境基準の類型指定は、表5. 3-15及び図5. 3-6に示すとおりである。


表5. 3-15 騒音に係る環境基準の類型指定地域

地域の類型	類型を当てはめる地域
A	都市計画法第9条第1項から第4項までに規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及び第8項に規定する田園住居地域
B	都市計画法第7条第3項に規定する市街化調整区域及び同法第9条第5項から第7項までに規定する第1種住居地域、第2種住居地域並びに準住居地域(同条第23項に規定する臨港地区及び中央区神戸空港を除く。)
C	都市計画法第9条第9項から第13項までに規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域(同条第23項に規定する臨港地区及び中央区神戸空港を除く。また、工業専用地域については内陸部に限る。)

注) 神戸市では、AA類型に指定している地域はない。


出典) 「環境基本法による騒音に係る環境基準の地域類型の指定」（平成24年3月27日神戸市告示第694号）



 事業実施区域

 A類型

 B類型

 C類型

出典) 「環境基本法による騒音に係る環境基準の地域類型の指定」
(平成24年3月27日神戸市告示第694号)



1:25,000

0 0.5 1 km

図5.3-6 騒音に係る環境基準の類型指定状況

3) 水質汚濁に係る環境基準

水質汚濁に係る環境基準は、「人の健康の保護に関する環境基準」と「生活環境の保全に関する環境基準」が定められている。

「人の健康の保護に関する環境基準」は、全公共用水域に適用され、カドミウム等の27項目に関して、一律に定められており、環境基準は表5.3-16に示すとおりである。

「生活環境の保全に関する環境基準」は、河川、湖沼及び海域ごとに水域類型を設け、それに応じて基準を設定しており、河川に関する環境基準は表5.3-17に、湖沼に関する環境基準は表5.3-18に示すとおりである。

事業実施区域及びその周囲においては、図5.3-7に示すとおり、明石川がB類型に指定されている。

表5.3-16 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
P C B	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下		

注) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2. 「検出されないこと。」とは、告示に定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと、規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

5. 六価クロムについては、基準値の改正が令和3年10月7日に公布され、令和4年4月1日から施行される。

出典) 「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)

表5.3-17(1) 生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げる もの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2mg/L 以上	—

- 備考) 1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の0.9×n番目（nは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×nが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
3. 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
4. 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。
5. 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
6. 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

- 注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
6. 大腸菌数については、基準値の改正が令和3年10月7日に公布され、令和4年4月1日から施行される。

出典) 「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

表5.3-17(2) 生活環境の保全に係る環境基準（河川）（水生生物）

項目 類型	水生生物の 生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキル ベンゼンスルホン 酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

備考) 基準値は年間平均値とする。

出典) 「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

表5. 3-18(1) 生活環境の保全に係る環境基準（湖沼）

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及びA以 下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL以下
A	水道2、3級 水産2級 水浴及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL以下
B	水産3級工業用水1級 農業用水及びCの欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	15mg/L以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L 以上	—

- 備考) 1. 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。
 2. 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU/100mL以下とする。
 3. 水道3級を利用目的としている地点（水浴又は水道2級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数1,000CFU/100mL以下とする。
 4. 大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

- 注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3. 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 4. 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
 6. 大腸菌数については、基準値の改正が令和3年10月7日に公布され、令和4年4月1日から施行される。

出典) 「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

表5.3-18(2) 生活環境の保全に係る環境基準（湖沼）（全窒素及び全りん）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全りん
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
Ⅱ	水道1、2、3級（特殊なものを除く。） 水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下
Ⅲ	水道3級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
Ⅴ	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下

備考) 1. 基準値は年間平均値とする。

2. 水域類型の指定は、海湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。

3. 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。

注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）

3. 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用

水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用

水産3種：コイ、フナ等の水産生物用

4. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典) 「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

表5.3-18(3) 生活環境の保全に係る環境基準（湖沼）（水生生物生息）

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニル フェノール	直鎖アルキル ベンゼン スルホン酸 及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）または幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物Aまたは生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）または幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

備考) 基準値は年間平均値とする。

出典) 「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

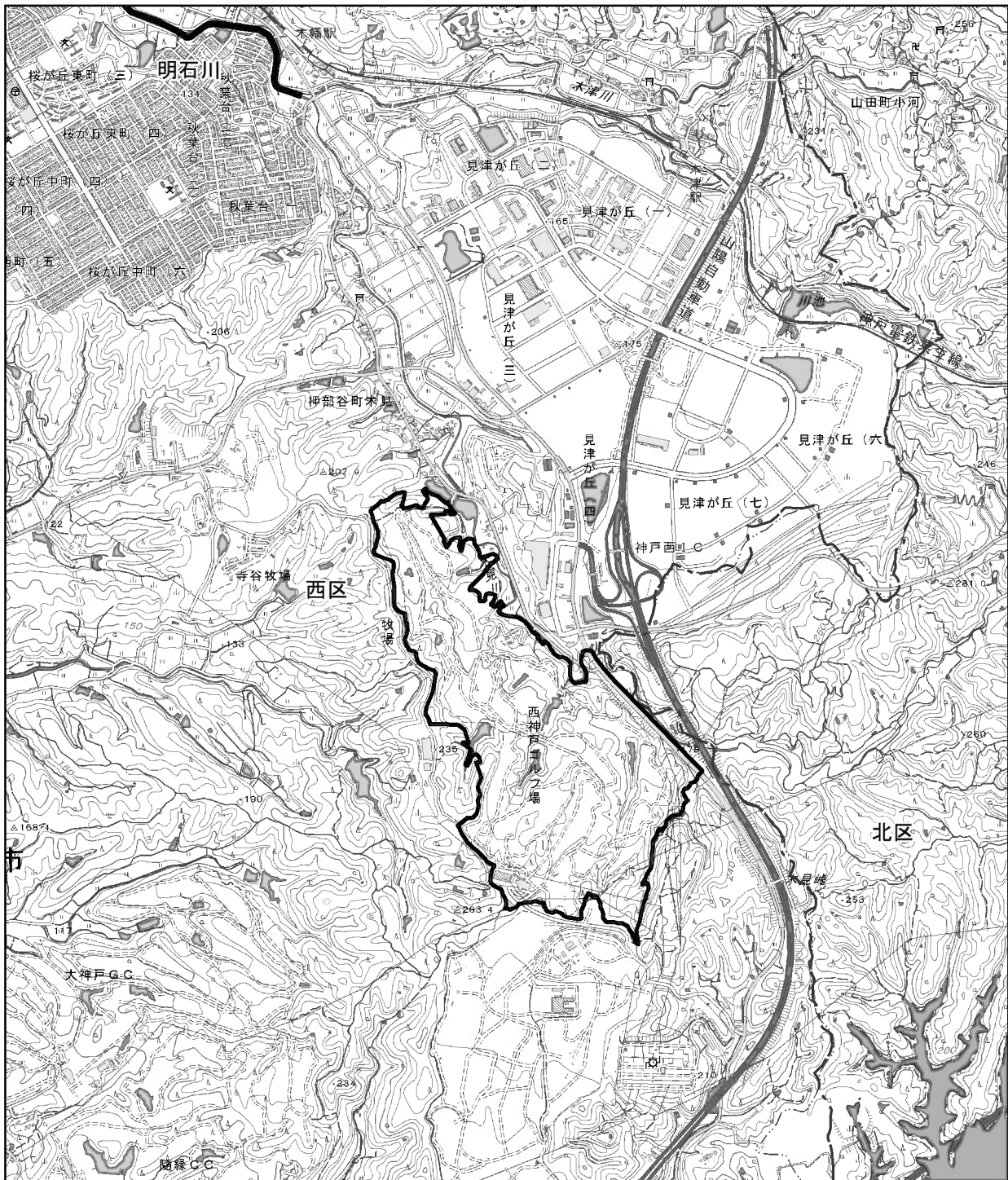
表5.3-18(4) 生活環境の保全に係る環境基準（湖沼）（水生生物再生産）



項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上

備考) 1. 基準値は年間平均値とする。

2. 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

出典) 「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）



 事業実施区域
 B類型

出典) 「水質汚濁に係る環境基準について」
 (昭和46年12月28日環境庁告示第59号)

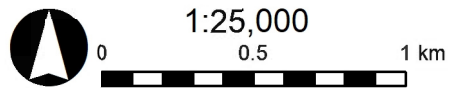


図5.3-7 河川の環境基準類型の指定状況

4) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表5.3-19に示すとおりである。

表5.3-19 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
チウラム	0.006mg/L以下
シマジン	0.003mg/L以下
チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
セレン	0.01mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
ふっ素	0.8mg/L以下
ほう素	1mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

備考) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2. 「検出されないこと」とは、告示に定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

5. 六価クロムについては、基準値の改正が令和3年10月7日に公布され、令和4年4月1日から施行される。

出典) 「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年3月13日環境庁告示第10号）

5) 土壌の汚染に係る環境基準

土壌の汚染に係る環境基準は、表5.3-20に示すとおりである。

表5.3-20 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。

- 注) 1. 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては、告示に定められた方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
2. カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水表面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
3. 「検液中に検出されないこと」とは、告示に定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
5. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。
- 出典) 「土壌汚染に係る環境基準について」(平成3年8月23日環境庁告示第46号)

6) ダイオキシン類に係る環境基準

ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年7月16日法律第105号）に基づき、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む）及び土壌の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準「環境基準」が設定されている。

ダイオキシン類に係る環境基準は、表5.3-21に示すとおりである。

表5.3-21 ダイオキシン類に係る環境基準

物質	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質の汚染を除く）	1pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土壌	1,000pg-TEQ/g以下

- 注) 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 大気及び水質（水底の底質を除く）の基準値は、年間平均値とする。
3. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合（簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合）には、必要な調査を実施することとする。
- 出典) 「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成11年12月27日環境庁告示第68号）

(2) 公害関係法令

1) 大気汚染

① 施設の設置等に関する規制

「大気汚染防止法」(昭和43年6月10日法律第97号)に基づく、工場及び事業場から排出される大気汚染物質に対する規制方式とその概要は、表5.3-22に示すとおりである。

表5.3-22 工場及び事業場から排出される大気汚染物質に対する規制方式とその概要

物質名		主な発生の形態等	規制の方式と概要	
ばい煙	硫黄酸化物 (SOx)	ボイラー、廃棄物焼却炉等における燃料や鉱石等の燃焼	1) 排出口の高さ(He)及び地域ごとに定める定数Kの値に応じて規制値(量)を設定 許容排出量(Nm ³ /h) = K × 10 ⁻³ × He ² 一般排出基準: K = 3.0 ~ 17.5 特別排出基準: K = 1.17 ~ 2.34 2) 季節による燃料使用基準 燃料中の硫黄分を地域ごとに設定。 硫黄含有率: 0.5 ~ 1.2%以下 3) 総量規制 総量削減計画に基づき地域・工場ごとに設定	
	ばいじん	同上及び電気炉の使用	施設・規模ごとの排出基準(濃度) 一般排出基準: 0.04 ~ 0.5g/Nm ³ 特別排出基準: 0.03 ~ 0.2g/Nm ³	
	有害物質	カドミウム(Cd) カドミウム化合物	銅、亜鉛、鉛の精錬施設における燃焼、化学的処理	施設ごとの排出基準 1.0mg/Nm ³
		塩素(Cl ₂)、 塩化水素(HCl)	化学製品反応施設や廃棄物焼却炉等における燃焼、化学的処理	施設ごとの排出基準 塩素: 30mg/Nm ³ 塩化水素: 80mg/Nm ³ 、700mg/Nm ³
		フッ素(F)、 フッ化水素(HF)等	アルミニウム精錬用電解炉やガラス製造用溶融炉等における燃焼、化学的処理	施設ごとの排出基準 1.0 ~ 20mg/Nm ³
		鉛(Pb)、 鉛化合物	銅、亜鉛、鉛の精錬施設等における燃焼、化学的処理	施設ごとの排出基準 10 ~ 30mg/Nm ³
	窒素酸化物 (NOx)	ボイラーや廃棄物焼却炉等における燃焼、合成、分解等	1) 施設・規模ごとの排出基準 60 ~ 950ppm 2) 総量規制 総量削減計画に基づき地域・工場ごとに設定	
揮発性有機化合物 (VOC)		VOCを排出する次の施設 化学製品製造・塗装・接着・印刷における乾燥施設、吹付塗装施設、洗浄施設、貯蔵タンク	施設ごとの排出基準 400 ~ 60,000ppmC	
粉じん	一般粉じん	ふるいや堆積場等における鉱石、土砂等の粉砕・選別、機械的処理、堆積	施設の構造、使用、管理に関する基準 集じん機、防塵カバー、フードの設置、散水等	
	特定粉じん (石綿)	切断機等における石綿の粉砕、混合その他の機械的処理 吹き付け石綿使用建築物の解体・改造・補修作業	事業場の敷地境界基準 濃度10本/リットル 建築物解体時等の除去、囲い込み、封じ込め作業に関する基準	
特定物質 (アンモニア、一酸化炭素、メタノール等28物質)		特定施設において故障、破損等の事故時に発生	事故時における措置を規定 事業者の復旧義務、都道府県知事への通報等	
有害大気汚染物質	248物質(群) このうち「優先取組物質」として23物質		知見の集積等、各主体の責務を規定 事業者及び国民の排出抑制等自主的取組、国の科学的知見の充実、自治体の汚染状況把握等	
	指定物質	ベンゼン	ベンゼン乾燥施設等	施設・規模ごとに抑制基準 新設: 50 ~ 600mg/Nm ³ 既設: 100 ~ 1500mg/Nm ³
		トリクロロエチレン	トリクロロエチレンによる洗浄施設等	施設・規模ごとに抑制基準 新設: 150 ~ 300mg/Nm ³ 既設: 300 ~ 500mg/Nm ³
		テトラクロロエチレン	テトラクロロエチレンによるドライクリーニング機等	施設・規模ごとに抑制基準 新設: 150 ~ 300mg/Nm ³ 既設: 300 ~ 500mg/Nm ³

注) 1. ばいじん及び有害物質については、兵庫県は条例で国の基準より厳しい上乘せ基準を設定している。

2. 有害大気汚染物質: 低濃度でも継続的な摂取により健康影響が懸念される物質
出典) 「大気汚染防止法施行規則」(昭和46年6月22日厚生省、通商産業省令第1号)

② 自動車排出ガスの規制

神戸市は、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減に関する特別措置法」（平成4年6月3日法律第70号）において規定される、窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域に指定されている。

2) 騒音

「騒音規制法」(昭和43年6月10日法律第98号)に基づき、騒音を防止する必要があると指定された地域内における工場・事業所の事業活動に伴う騒音や建設工事に伴う騒音について規制が定められている。また、自動車騒音は、措置を要請する限度が定められている。

① 特定工場等の騒音に係る規制基準

「騒音規制法」の規定に基づく特定工場等(政令で定める特定施設を設置する事業場又は事業所)において発生する騒音の規制基準は表5.3-23に、事業実施区域及びその周囲における騒音規制地域の指定状況は図5.3-8に示すとおりである。

表5.3-23 特定工場等に係る騒音の規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間	朝夕	夜間
	午前8時から 午後6時まで	午前6時から午前8時まで 午後6時から午後10時まで	午後10時から 翌日の午前6時まで
第1種区域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第2種区域	60デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第4種区域	70デシベル	70デシベル	60デシベル

備考) 1. 区域の区分

第1種区域：都市計画法第9条第1項から第2項までに規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び第8項に規定する田園住居地域。

第2種区域：都市計画法第7条第3項に規定する市街化調整区域及び同法第9条第3項から第7項までに規定する第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域並びに、西区及び北区における同法第9条第11項に規定する準工業地域であって、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び田園住居地域に接する境界から50メートル以内の区域。

第3種区域：都市計画法第9条第9項から第11項までに規定する近隣商業地域、商業地域及び準工業地域(第2種区域を除く。)並びに、西区及び北区における同法第9条第12項に規定する工業地域であって、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域に接する境界から50メートル以内の区域。

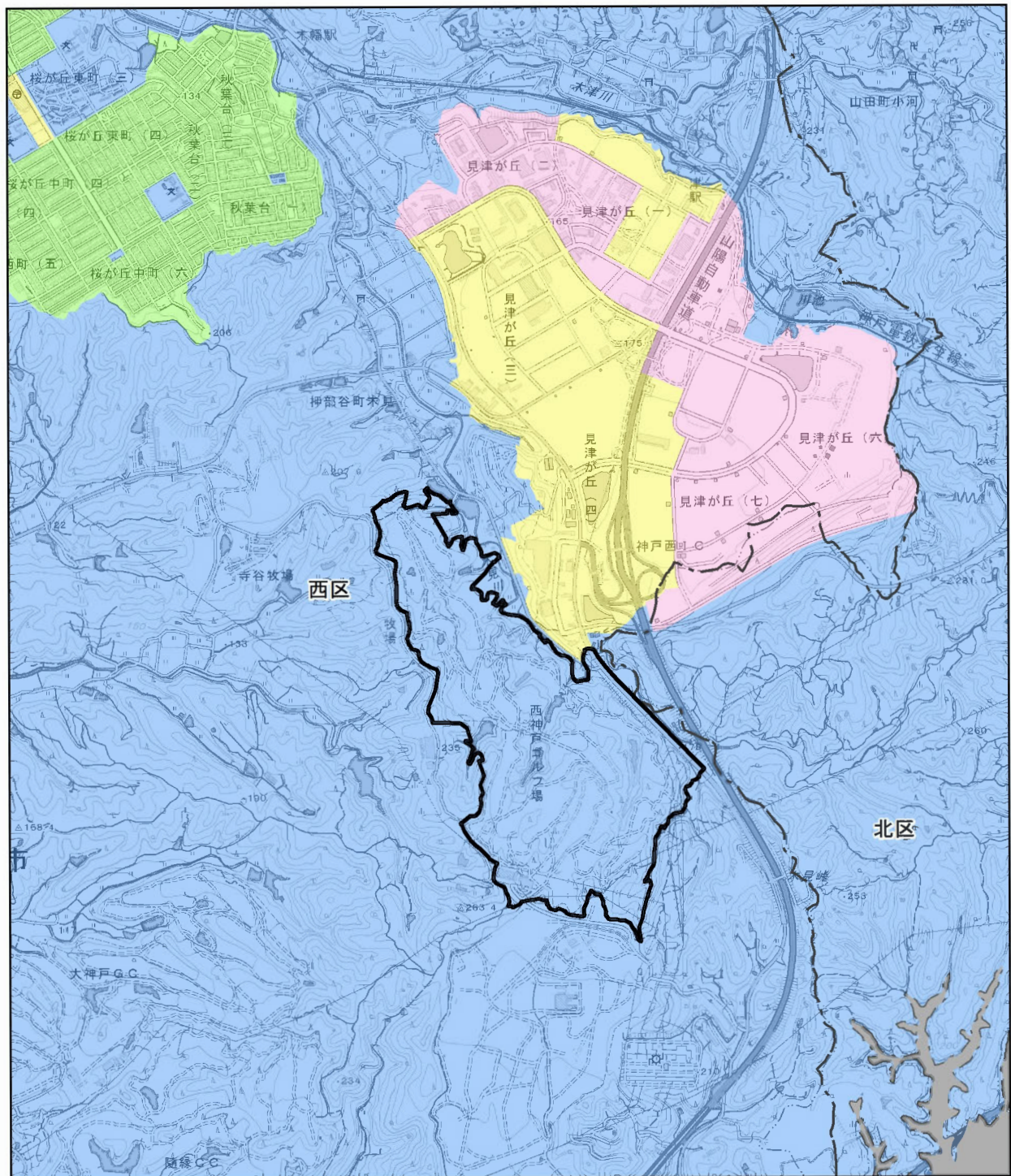
第4種区域：工業地域(第3種区域を除く。)及び工業専用地域(工業専用地域については内陸部に限る。)

2. 第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における当該基準は、この表の値から5デシベルを減じた値とする。

出典) 「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年11月27日厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示1号)

「騒音規制法の規定に基づく時間及び区域の区分ごとの規制基準の指定」(昭和61年3月25日神戸市告示第253号)

「騒音規制法による騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定」(平成25年3月29日神戸市告示第819号)



- 事業実施区域
- 第1種区域
- 第2種区域
- 第3種区域
- 第4種区域

出典) 「騒音規制法による騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定」 (平成25年3月29日神戸市告示第819号)



図5.3-8 特定工場等の騒音に係る規制地域

② 特定建設作業に伴って発生する騒音に係る規制基準

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準は表5.3-24に、騒音規制区域の指定状況は図5.3-9に示すとおりである。

表5.3-24 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

	地域の区分 (注1)	騒音の規制に関する基準 (注2) (1~9の作業) (注4)	適用除外 (注3)
騒音の大きさ	①、②	85dB	-
作業時刻	①の区域	19時～翌日7時の時間内でないこと	イ、ロ、ハ、ニ
作業時刻	②の区域	22時～翌日6時の時間内でないこと	イ、ロ、ハ、ニ
1日あたりの作業時間	①の区域	10時間を超えないこと	イ、ロ
1日あたりの作業時間	②の区域	14時間を超えないこと	イ、ロ
作業時間	①、②	連続6日を超えないこと	イ、ロ
作業日	①、②	日曜日その他の休日ではないこと	イ、ロ、ハ、ニ、ホ

注) 1. 地域の区分は以下のとおり

- ①第1種区域、第2種区域、第3種区域、第4種区域のうち学校・保育所・病院・図書館・特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね80メートルの区域内
- ②第4種区域のうち、上記の区域を除く区域

2. 騒音の基準

騒音の大きさは、特定建設作業を行う場所の敷地境界線上で測定する。

兵庫県条例では、騒音規制法による指定地域との境界から100m以内の工業専用地域及び臨港地区においては、騒音・振動に関する基準が適用される。

3. 適用除外

- イ. 災害その他の非常事態の発生により緊急を要する場合
- ロ. 人の生命・身体の危険防止のため必要な場合
- ハ. 鉄道・軌道の正常な運航確保のため必要な場合
- ニ. 道路法による占用許可（協議）又は道路交通法による使用許可（協議）に条件が付された場合
- ホ. 変電所の変更工事であって必要な場合

4. 作業の種類は表5.3-25に示すとおりである。

出典) 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年11月27日厚生省・建設省告示1号)

「環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音又は振動の基準」(平成13年2月27日兵庫県告示第274号)

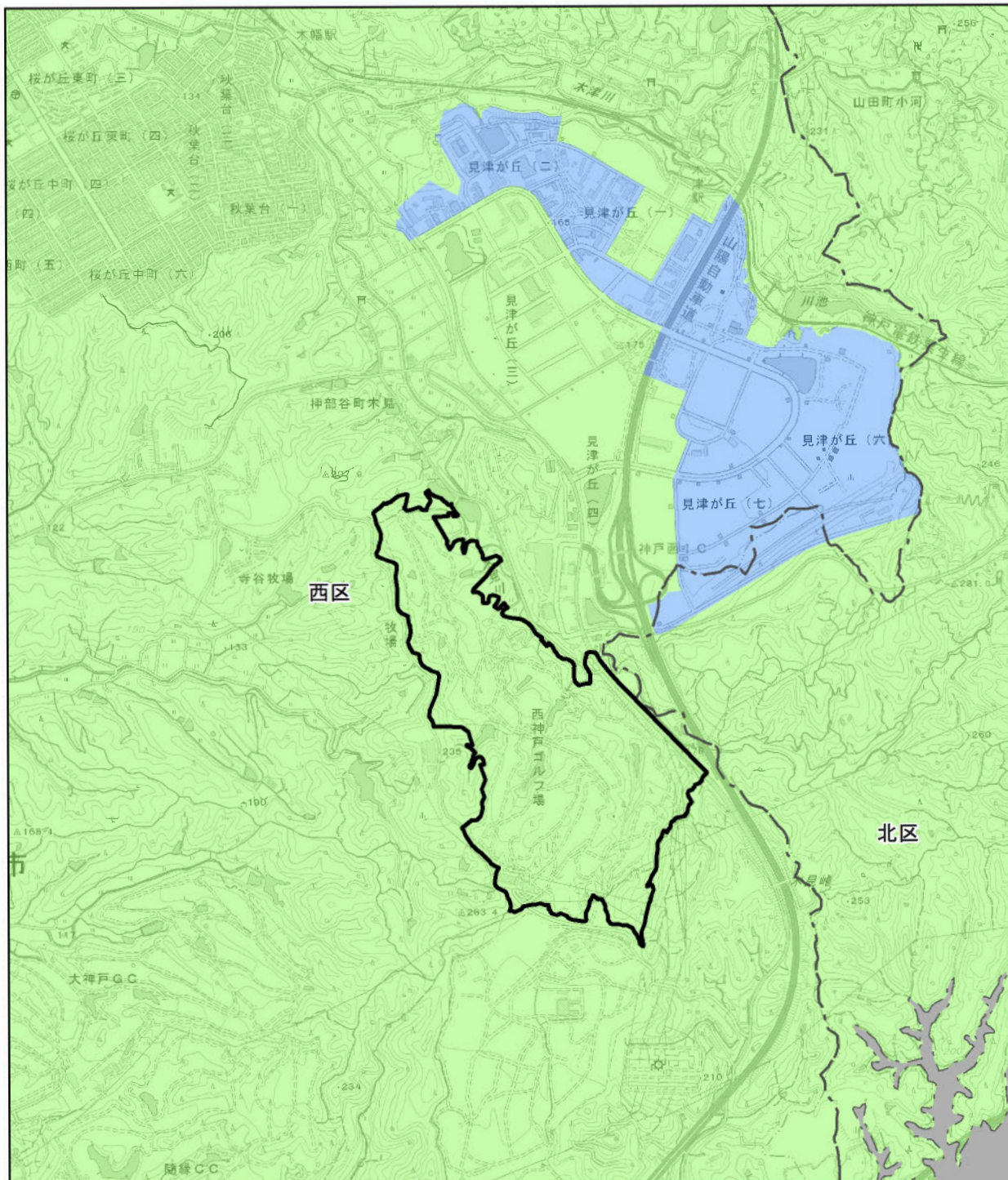
「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の別表の第1号の区域の指定」(平成24年3月30日神戸市告示第34号)

表5.3-25 特定建設作業の種類

特定建設作業の種類		適用法令	
		騒音規制法	県条例
1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）	○	○
2	びょう打機を使用する作業	○	○
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点の最大距離が50mを超えない作業に限る）	○	○
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く）	○	○
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）	○	○
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。）を使用する作業	○	○
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。）を使用する作業	○	○
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。）を使用する作業	○	○
9	コンクリート造、鉄骨造及びレンガ造の建物の解体作業又は動力、火薬若しくは鉄球を使用して行う破壊作業	-	○

出典) 「騒音規制法施行令」(昭和43年11月27日総理府令第324号)

「環境の保全と創造に関する条例施行規則」(平成8年1月8日兵庫県規則第1号)



- 事業実施区域
- ①の区域
- ②の区域

出典)「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の別表の第1号の区域の指定」(平成24年3月30日神戸市告示第34号)

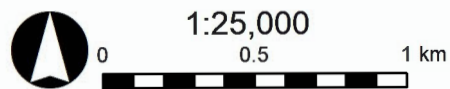


図5.3-9 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制地域

③ 自動車騒音の要請限度

「騒音規制法」では、指定地域内において定められた方法で測定を行った自動車騒音が表5.3-26に示す限度を超えることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認められるときには、市町村長は都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置（交通規制）を執るべきことを要請するものとし、また必要があると認めるときは、道路管理者又は関係行政機関の長に道路の部分の構造の改善その他自動車騒音の大きさの減少に資する事項に関して意見を述べることができると定められている。

また、事業実施区域及びその周囲における騒音規制区域の指定状況は、表5.3-27及び図5.3-10に示すとおりである。

表5.3-26 自動車騒音の要請限度（等価騒音レベル（ L_{Aeq} ））

区域の区分		時間の区分	
		昼間	夜間
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域		65デシベル	55デシベル
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域		70デシベル	65デシベル
b区域のうち2車線を有する道路に面する区域 c区域のうち車線を有する道路に面する区域		75デシベル	70デシベル
幹線交通を担う道路に近接する区域	2車線以下（道路端から15mの範囲）	75デシベル	70デシベル
	3車線以上（道路端から20mの範囲）		

注) 1. 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

2. a区域、b区域及びc区域とは、以下に示す区域として都道府県知事（神戸市内の区域については、市長。）が定めた区域をいう。

a区域 専ら住居の用に供される区域

b区域 主として住居の用に供される区域

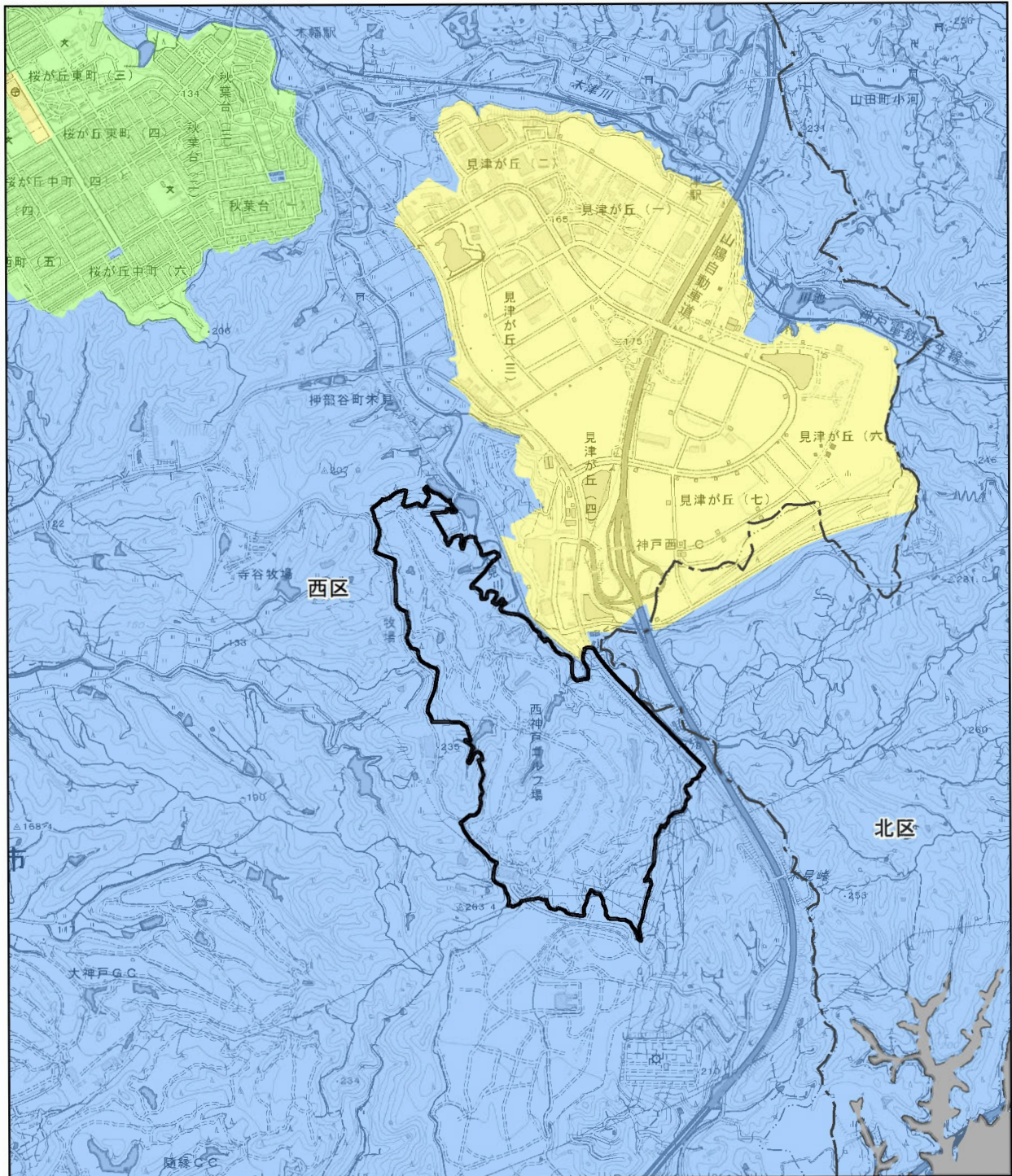
c区域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

出典) 「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年3月2日総理府令第15号）

表5.3-27 自動車騒音の限度を定める省令に基づく区域の区分

区域	当てはめる都市計画法における用途地域
a区域	都市計画法第9条第1項から第4項までに規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び第8項に規定する田園住居地域
b区域	都市計画法第7条第3項に規定する市街化調整区域及び同法第9条第5項から第7項までに規定する第一種住居地域、第二種住居地域並びに準住居地域（同条第23項に規定する臨港地区及び中央区神戸空港を除く。）
c区域	都市計画法第9条第9項から第13項までに規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域（同条第23項に規定する臨港地区及び中央区神戸空港を除く。また、工業専用地域については内陸部に限る。）

出典) 「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令別表の備考欄に規定する区域の指定」（平成13年1月11日神戸市告示第313号）



- 事業実施区域
- a区域
- b区域
- c区域

出典) 「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令別表の備考欄に規定する区域の指定」(平成13年1月11日神戸市告示第313号)



図5.3-10 自動車騒音に係る規制地域

3) 振動

「振動規制法」(昭和51年6月10日法律第64号)に基づき、振動を防止する必要があると指定された地域内における工場・事業所の事業活動に伴う振動や建設工事に伴う振動について規制が定められている。また、道路交通振動は、措置を要請する限度が定められている。

① 特定工場等の振動に係る規制基準

「振動規制法」の規定に基づく特定工場等(政令で定める特定施設を設置する工場又は事業所)において発生する振動の規制基準は表5.3-28に、事業実施区域及びその周囲における振動規制地域の指定状況は図5.3-11に示すとおりである。

表5.3-28 特定工場等の振動に係る規制基準

区域の区分	時間の区分	昼間 午前8時から午後7時まで	夜間 午後7時から翌日の午前8時まで
	第1種区域		60デシベル
第2種区域		65デシベル	60デシベル

備考) 1. 区域の区分

(1) 第1種区域

都市計画法第7条第3項に規定する市街化調整区域及び第9条第1項から第7項までに規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び第8項に規定する田園住居地域

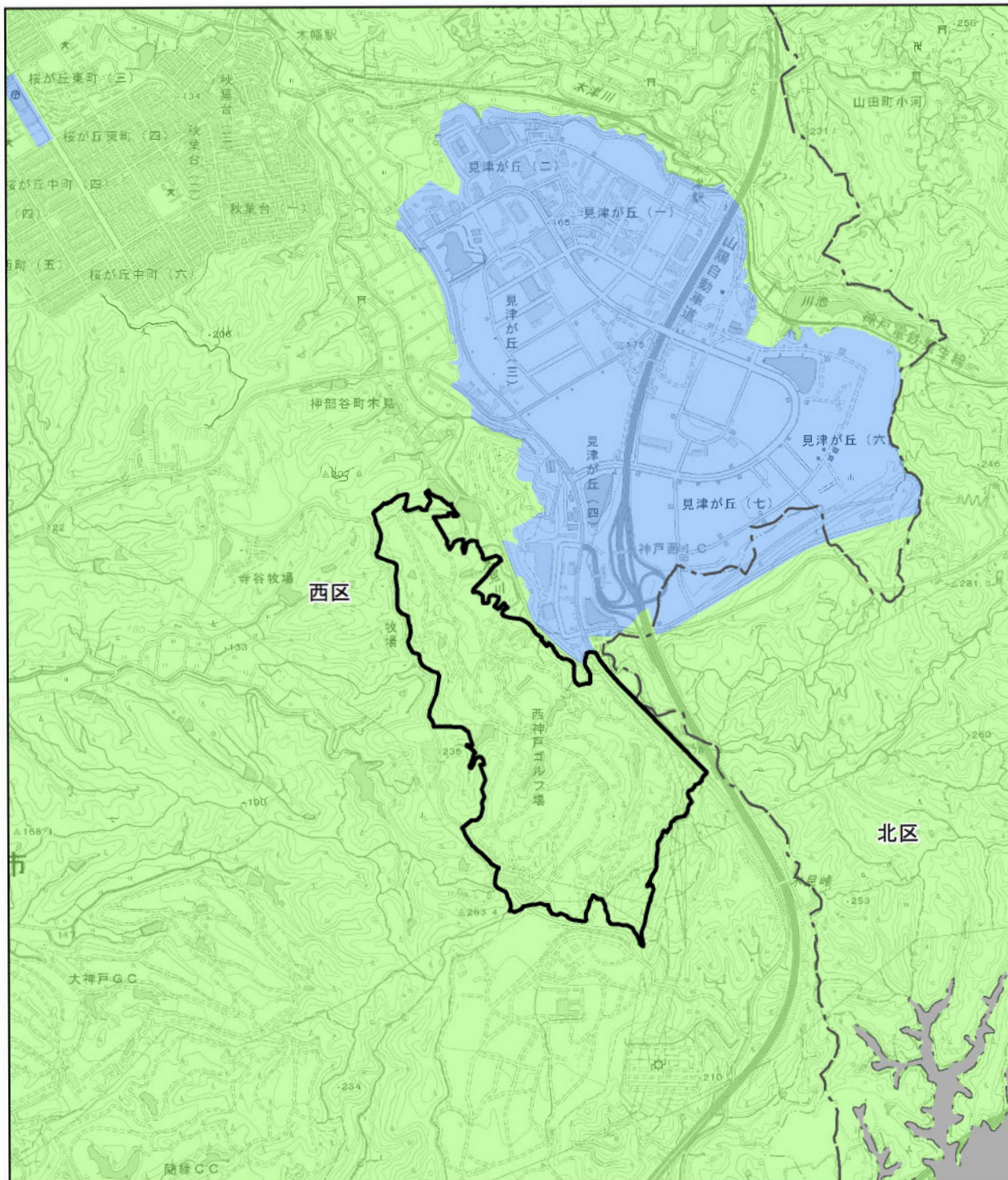
(2) 第2種区域

都市計画法第9条第9項から第12項までに規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

2. 第1種区域又は第2種区域の区域内に所存する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院をさせるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における当該基準は、この表の値から5デシベルを減じた値とする。

出典) 「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」(昭和51年11月10日環境庁告示90号)
「振動規制法の規定に基づく時間及び区域の区分ごとの規制基準の指定」(昭和61年3月25日神戸市告示第257号)

「振動規制法による振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定」(平成25年3月29日神戸市告示第818号)



- 事業実施区域
- 第1種区域
- 第2種区域

出典) 「振動規制法による振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定」 (平成25年3月29日神戸市告示第818号)

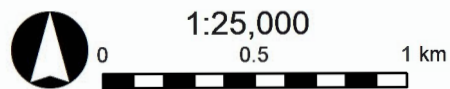


図5.3-11 特定工場等の振動に係る規制地域

② 特定建設作業に伴って発生する振動に係る規制基準

「振動規制法」の規定に基づく、指定地域内における特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準は表5.3-29に、事業実施区域及びその周囲における振動規制地域の指定状況は図5.3-12に示すとおりである。

表5.3-29 特定建設作業に伴って発生する振動に係る規制基準

	地域の区分 (注1)	振動の規制に関する基準 (注2) (1~4の作業) (注4)	適用除外 (注3)
振動の大きさ	①、②	75dB	-
作業時刻	①の区域	19時～翌日7時の時間内でないこと	イ、ロ、ハ、ニ
作業時刻	②の区域	22時～翌日6時の時間内でないこと	イ、ロ、ハ、ニ
1日あたりの作業時間	①の区域	10時間を超えないこと	イ、ロ
1日あたりの作業時間	②の区域	14時間を超えないこと	イ、ロ
作業時間	①、②	連続6日を超えないこと	イ、ロ
作業日	①、②	日曜日その他の休日ではないこと	イ、ロ、ハ、ニ、ホ

注) 1. 地域の区分は以下のとおり

①：第1種区域、第2種区域、第3種区域、第4種区域のうち学校・保育所・病院・図書館・特別養護老人ホーム・幼保連携型認定こども園の敷地の周囲概ね80メートルの区域内

②：第4種区域のうち、上記の区域を除く区域

2. 振動の基準

・振動の大きさは、特定建設作業を行う場所の敷地境界線上で測定する。

・兵庫県条例では、騒音規制法による指定地域との境界から100m以内の工業専用地域及び臨港地区においては、騒音・振動に関する基準が適用される。

3. 適用除外

イ. 災害その他の非常事態の発生により緊急を要する場合

ロ. 人の生命・身体の危険防止のため必要な場合

ハ. 鉄道・軌道の正常な運航確保のため必要な場合

ニ. 道路法による占用許可（協議）又は道路交通法による使用許可（協議）に条件が付された場合

ホ. 変電所の変更工事であって必要な場合

4. 作業の種類（下表のとおりである。）

特定建設作業の種類		適用法令	
		振動規制法	県条例
1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）、又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業	○	○
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	○	○
3	舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）	○	○
4	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る）	○	○

出典) 「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日総理府令第58号)

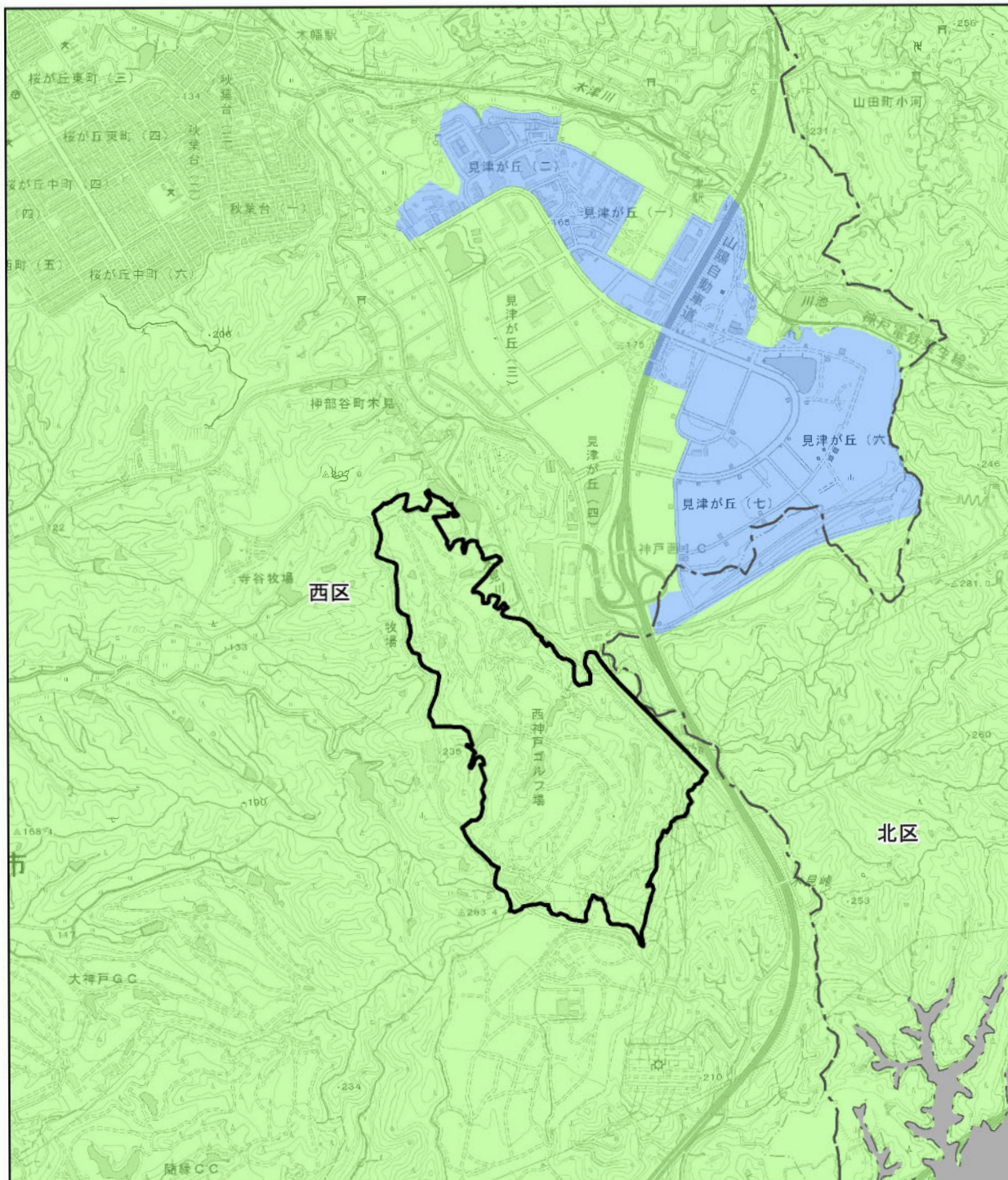
「振動規制法施行令」(昭和51年10月22日総理府令第280号)


「環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく特定建設作業に伴って発生する騒音又は振動の基準」

(平成13年2月27日兵庫県告示第274号)

「環境の保全と創造に関する条例施行規則」(平成8年1月8日兵庫県規則第1号)

「振動規制法施行規則別表第1の付表の第1号の区域の指定」(昭和61年3月25日神戸市告示第258号)



 事業実施区域

出典) 「振動規制法施行規則別表第1の付表の第1号の区域の指定」
(昭和61年3月25日神戸市告示第258号)

 ①の区域

 ②の区域

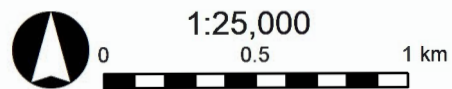


図5.3-12 特定建設作業に伴って発生する振動の規制地域

③ 道路交通振動の要請限度

「振動規制法」では、指定地域内における道路交通振動が表5.3-30に示す限度を超えることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認められるときには、市町村長は道路管理者に対し、当該道路の道路部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、または都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置（交通規制）を執るべきことを要請するものと定められている。

また、事業実施区域及びその周囲における振動規制区域の指定状況は、図5.3-13に示すとおりである。

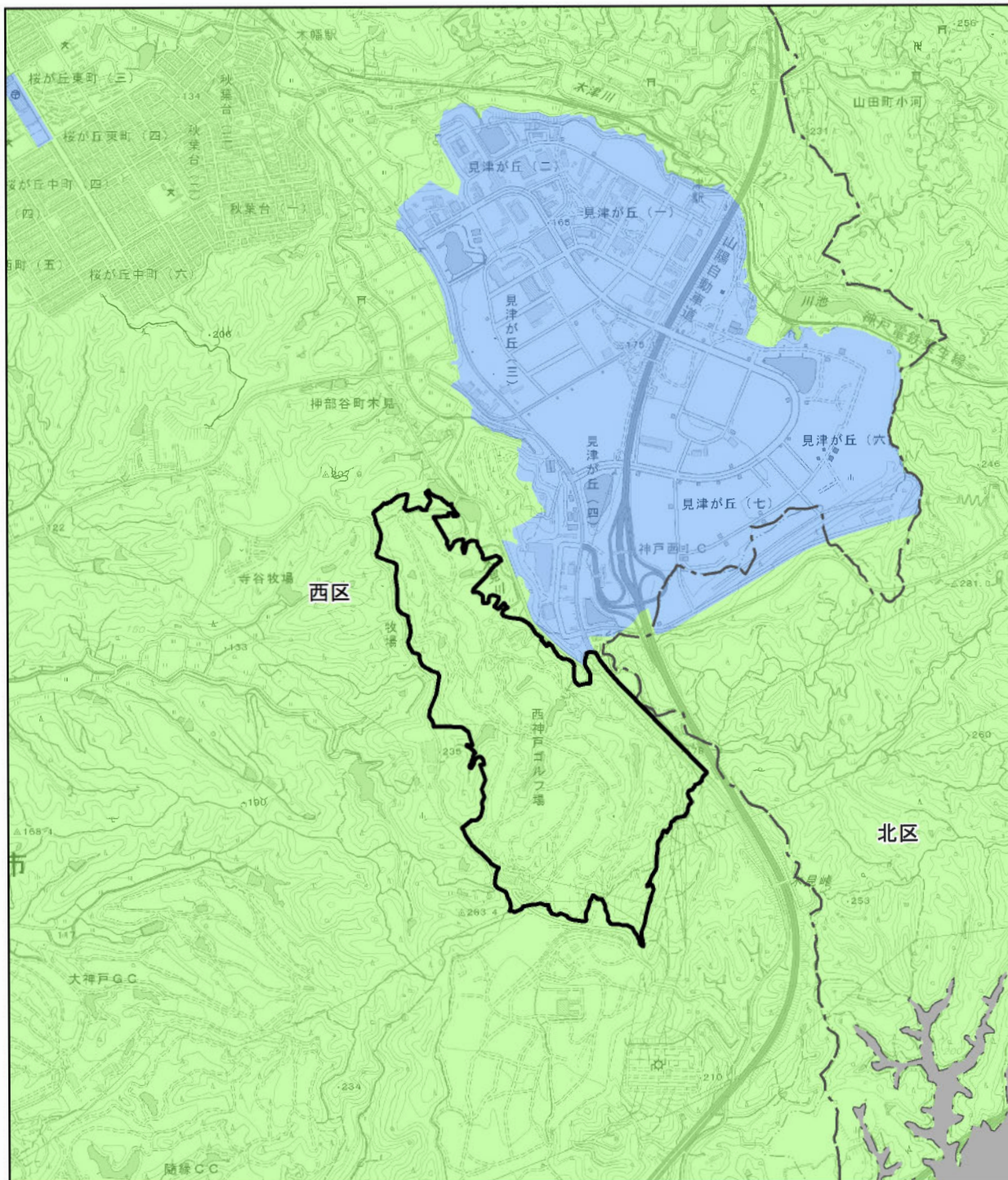
表5.3-30 道路交通振動の要請限度（振動レベル(L₁₀)）

区域の区分	昼間	夜間
第1種区域	65デシベル	60デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル

備考) 第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住民の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第2種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

出典) 「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日総理府令第58号)



- 事業実施区域
- 第1種区域
- 第2種区域

出典) 「振動規制法施行規則」
(昭和51年11月10日総理府令第58号)

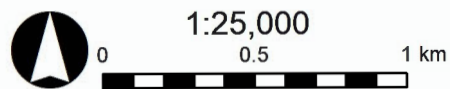


図5.3-13 道路交通振動に係る規制地域

4) 悪臭

悪臭に係る規制は、「悪臭防止法」(昭和46年6月1日法律第91号)に基づき、神戸市では臭気指数規制として、敷地境界線上の規制基準(1号基準)、気体排出口における規制基準(2号基準)、排出水の規制基準(3号基準)を導入している。規制基準は表5.3-31に、悪臭防止規制地域の範囲は図5.3-14に示すとおりである。

表5.3-31(1) 敷地境界線上の規制基準(1号基準)

区分	地域の範囲	敷地境界線上の規制基準
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 田園住居地域 (注:いずれも臨港地区を除く。)	臭気指数10
第2種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 (注:いずれも臨港地区を除く。)	臭気指数15
第3種区域	工業地域 工業専用地域 市街化調整区域 臨港地区	臭気指数18

出典)「悪臭防止法による規制地域の指定等」(平成24年10月2日神戸市告示第423号)
「悪臭の規制について」(神戸市ホームページ、令和3年11月現在)

表5.3-31(2) 気体排出口における規制基準(2号基準)

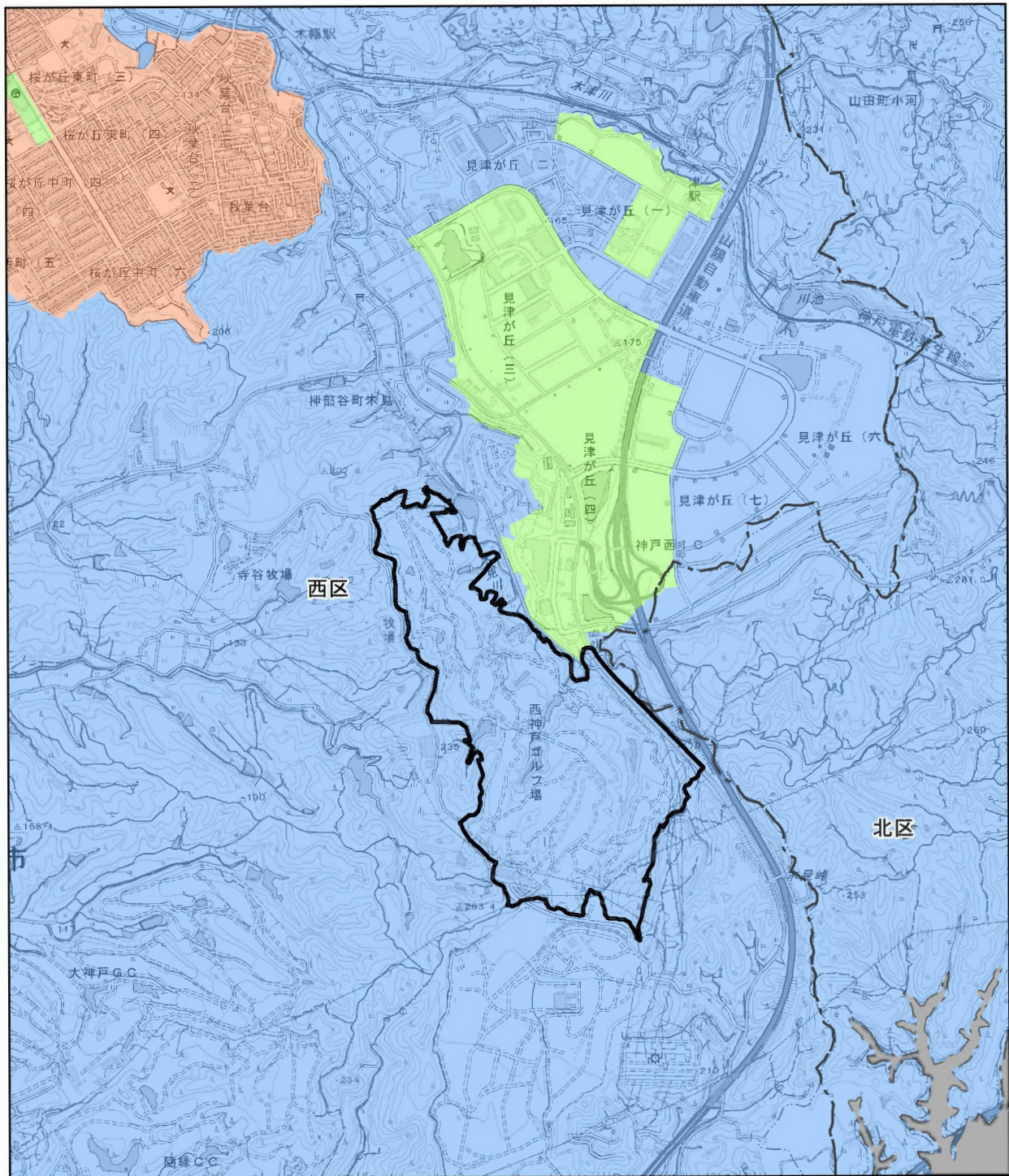
区分	規制基準
排出口高さ 15m以上	指標:臭気排出強度 建物の影響などを考慮した規制式により、建物条件や排出ガスの流量等を基に算出する。
排出口高さ 15m未満	指標:臭気指数 流量を測定しない簡易な算定方法により、排出ガスの臭気指数を算出する。

出典)「悪臭防止法による規制地域の指定等」(平成24年10月2日神戸市告示第423号)
「悪臭の規制について」(神戸市ホームページ、令和3年11月現在)

表5.3-31(3) 排出水の規制基準(3号基準)

区分	規制基準
第1種区域	臭気指数26
第2種区域	臭気指数31
第3種区域	臭気指数34

出典)「悪臭防止法による規制地域の指定等」(平成24年10月2日神戸市告示第423号)
「悪臭の規制について」(神戸市ホームページ、令和3年11月現在)



- 事業実施区域
- 第1種区域
- 第2種区域
- 第3種区域

出典) 「悪臭防止法による規制地域の指定等」
(平成24年10月2日神戸市告示第423号)



図5.3-14 悪臭防止法による規制地域

5) 水質汚濁

① 水質汚濁防止法

「水質汚濁防止法」(昭和45年12月25日法律第138号)により、工場及び事業場から公共用水域に排出される水については、表5.3-32及び表5.3-33に示す全国一律の排水基準が定められている。

表5.3-32 水質汚濁防止法に基づく排水基準(有害物質)

有害物質の種類		許容限度
カドミウム及びその化合物		0.03mg Cd/L
シアン化合物		1mg CN/L
有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)		1mg/L
鉛及びその化合物		0.1mg Pb/L
六価クロム化合物		0.5mg Cr(VI)/L
砒素及びその化合物		0.1mg As/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005 mg Hg/L
アルキル水銀化合物		検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル		0.003mg/L
トリクロロエチレン		0.1mg/L
テトラクロロエチレン		0.1mg/L
ジクロロメタン		0.2mg/L
四塩化炭素		0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン		0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン		1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン		3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン		0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン		0.02mg/L
チウラム		0.06mg/L
シマジン		0.03mg/L
チオベンカルブ		0.2mg/L
ベンゼン		0.1mg/L
セレン及びその化合物		0.1mg Se/L
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの：	10mg B/L
	海域に排出されるもの：	230mg B/L
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの：	8mg F/L
	海域に排出されるもの：	15mg F/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量：	100mg/L
1,4-ジオキサン		0.5mg/L

注) 1. 「検出されないこと。」とは、水質汚濁防止法第2条の規定に基づき、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、「水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」(昭和49年政令第363号)の施行の際、現に湧出している温泉(「温泉法」(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。

出典) 「排水基準を定める省令」(昭和46年6月21日総理府令第35号)

表5.3-33 水質汚濁防止法に基づく排水基準（その他の項目）

項目		許容限度
水素イオン濃度（水素指数）（pH）	海域以外の公共用水域に排出されるもの：	5.8以上8.6以下
	海域に排出されるもの：	5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量（BOD）		160mg/L（日間平均120mg/L）
化学的酸素要求量（COD）		160mg/L（日間平均120mg/L）
浮遊物質（SS）		200mg/L（日間平均150mg/L）
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）		5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）		30mg/L
フェノール類含有量		5mg/L
銅含有量		3mg/L
亜鉛含有量		2mg/L
溶解性鉄含有量		10mg/L
溶解性マンガン含有量		10mg/L
クロム含有量		2mg/L
大腸菌群数		日間平均3000個/cm ³
窒素含有量		120mg/L（日間平均60mg/L）
燐含有量		16mg/L（日間平均8mg/L）

備考)

- 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
 - この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。
 - 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水については適用しない。
 - 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。
 - 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。
 - 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。
 - 燐（りん）含有量についての排水基準は、燐（りん）が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。
- 出典）「排水基準を定める省令」（昭和46年6月21日総理府令第35号）

② 水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する兵庫県条例

「水質汚濁防止法」（昭和45年12月25日法律第138号）第3条第3項及び第4項（「瀬戸内海環境保全特別措置法」（昭和48年10月2日法律第110号）第12条の2の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。）の規定に基づき、「水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例」（昭和49年3月27日兵庫県条例第18号）で特定施設を設置している工場又は事業場から排出される汚水に係る上乗せ排出基準を定めている。

事業実施区域及びその周囲の水域は、「上乗せ排水基準」の適用区域（瀬戸内海水域）である。

6) 土壌汚染対策法

「土壌汚染対策法」(平成14年5月29日法律第53号)第6条第1項第1号に基づく区域の指定に係る基準のうち、土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量に関するもの(土壌溶出量)は表5.3-34に、土壌に含まれる特定有害物質の量に関するもの(土壌含有量)は表5.3-35に示すとおりである。

なお、事業実施区域が位置する神戸市西区には、汚染の除去等の措置を講ずることが必要な措置区域、土地の形質の変更をしようとするときに届出が必要な形質変更時要届出区域は指定されていない。

表5.3-34 土壌汚染対策法に基づく区域の指定に係る基準(土壌溶出量)

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	検液1Lにつきカドミウム0.003mg以下であること。
六価クロム化合物	検液1Lにつき六価クロム0.05mg以下であること。
クロロエチレン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
水銀及びその化合物	検液1Lにつき水銀0.0005mg以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと。
セレン及びその化合物	検液1Lにつきセレン0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
鉛及びその化合物	検液1Lにつき鉛0.01mg以下であること。
砒素及びその化合物	検液1Lにつき砒素0.01mg以下であること。
ふっ素及びその化合物	検液1Lにつきふっ素0.8mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ほう素及びその化合物	検液1Lにつきほう素1mg以下であること。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
有機りん化合物	検液中に検出されないこと。

出典)「土壌汚染対策法施行規則」(平成14年12月26日環境省令第29号)

表5.3-35 土壌汚染対策法に基づく区域の指定に係る基準(土壌含有量)

特定有害物質の種類	要件
カドミウム及びその化合物	土壌1kgにつきカドミウム45mg以下であること。
六価クロム化合物	土壌1kgにつき六価クロム250mg以下であること。
シアン化合物	土壌1kgにつき遊離シアン50mg以下であること。
水銀及びその化合物	土壌1kgにつき水銀15mg以下であること。
セレン及びその化合物	土壌1kgにつきセレン150mg以下であること。
鉛及びその化合物	土壌1kgにつき鉛150mg以下であること。
砒素及びその化合物	土壌1kgにつき砒素150mg以下であること。
ふっ素及びその化合物	土壌1kgにつきふっ素4,000mg以下であること。
ほう素及びその化合物	土壌1kgにつきほう素4,000mg以下であること。

出典)「土壌汚染対策法施行規則」(平成14年12月26日環境省令第29号)

7) 地盤沈下

「工業用水法」（昭和31年6月10日法律第146号）及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」（昭和37年5月1日法律第100号）に基づく地下水採取制限について、事業実施区域及びその周囲は指定地域になっていない。

8) 産業廃棄物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日法律第137号）により、汚染者負担原則に基づき排出事業者が処理責任を有するものとして、表5. 3-36に示す20種類の産業廃棄物が定められている。

表5. 3-36 産業廃棄物の種類

種類	具体例
燃え殻	石炭がら、コークス灰、重油灰、廃活性炭（不純物が混在すること等により泥状のもののは汚泥）、産業廃棄物の焼却残灰・炉内掃出物（集じん装置に補足されたものは、ばいじんとして扱う。）
汚泥	工場廃水等処理汚泥、各種製造業の製造工程で生じる泥状物、ベントナイト汚泥等の建設汚泥、生コン残さ、下水道汚泥、浄水場汚泥
廃油	廃潤滑油、廃洗浄油、廃切削油、廃燃料油、廃食用油、廃溶剤（シンナー、アルコール類）、タールピッチ類
廃酸	廃硫酸、廃塩酸、廃硝酸、廃クロム酸、廃塩化鉄、廃有機酸、写真定着廃液、酸洗浄工程その他の酸性廃液
廃アルカリ	廃ソーダ液、写真現像廃液、アルカリ洗浄工程その他のアルカリ性廃液
廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくずなど、固形状及び液状のすべての合成高分子系化合物、廃タイヤ（合成ゴム）、廃イオン交換樹脂など
紙くず（以下の業種に伴うもの）	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業に係るもの、新聞業に係るもの（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。）、出版業に係るもの（印刷出版を行うものに限る。）、製本業、印刷物加工業に係るもの、PCBが塗布され又は染み込んだもの（全業種）
木くず（以下の業種に伴うもの）	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、木材又は木製品製造業（家具製造業を含む。）、パルプ製造業及び輸入木材卸売業に係るもの、貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）、PCBが染み込んだもの（全業種）、
繊維くず	建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）、PCBが染み込んだもの（全業種）
動植物性残さ（以下の業種に伴うもの）	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物、醸造かす、発酵かす、ぬか、ふすま、パンくず、おから、コーヒーかす、ハムくずなど、その他の製造くず、原料かす、なお、卸小売業、飲食店等から排出される動植物性の固形状不要物、厨芥類は、事業系一般廃棄物となる。
動物系固形不要物	と畜場において屠殺し、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において処理をした食鳥に係る固形状不要物
ゴムくず	天然ゴムくず（合成ゴムくずは廃プラスチック類）
金属くず	切削くず、研磨くず、空缶、スクラップ
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、耐火レンガくず、陶磁器くず、セメント製造くず
鉱さい	高炉、転炉、電気炉等のスラグ、キューボラのノロ、鋳物廃砂、不良鉱石
がれき類 （工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物）	コンクリート破片（セメント、アスファルト）、レンガの破片、かわら片などの不燃物
動物のふん尿（以下の業種に伴うもの）	畜産農業に係るもの
動物の死体（以下の業種に伴うもの）	畜産農業に係るもの
ばいじん（ダスト類）	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類の焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設（乾式、湿式）によって捕捉したもの
処分するために処理したもの（政令第2条第13号廃棄物）	上記までに掲げる産業廃棄物又は輸入された廃棄物のうち航行廃棄物及び携帯廃棄物を除いたものを処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの、コンクリート固形化物など

出典）「産業廃棄物とは」（神戸市ホームページ、令和3年11月現在）

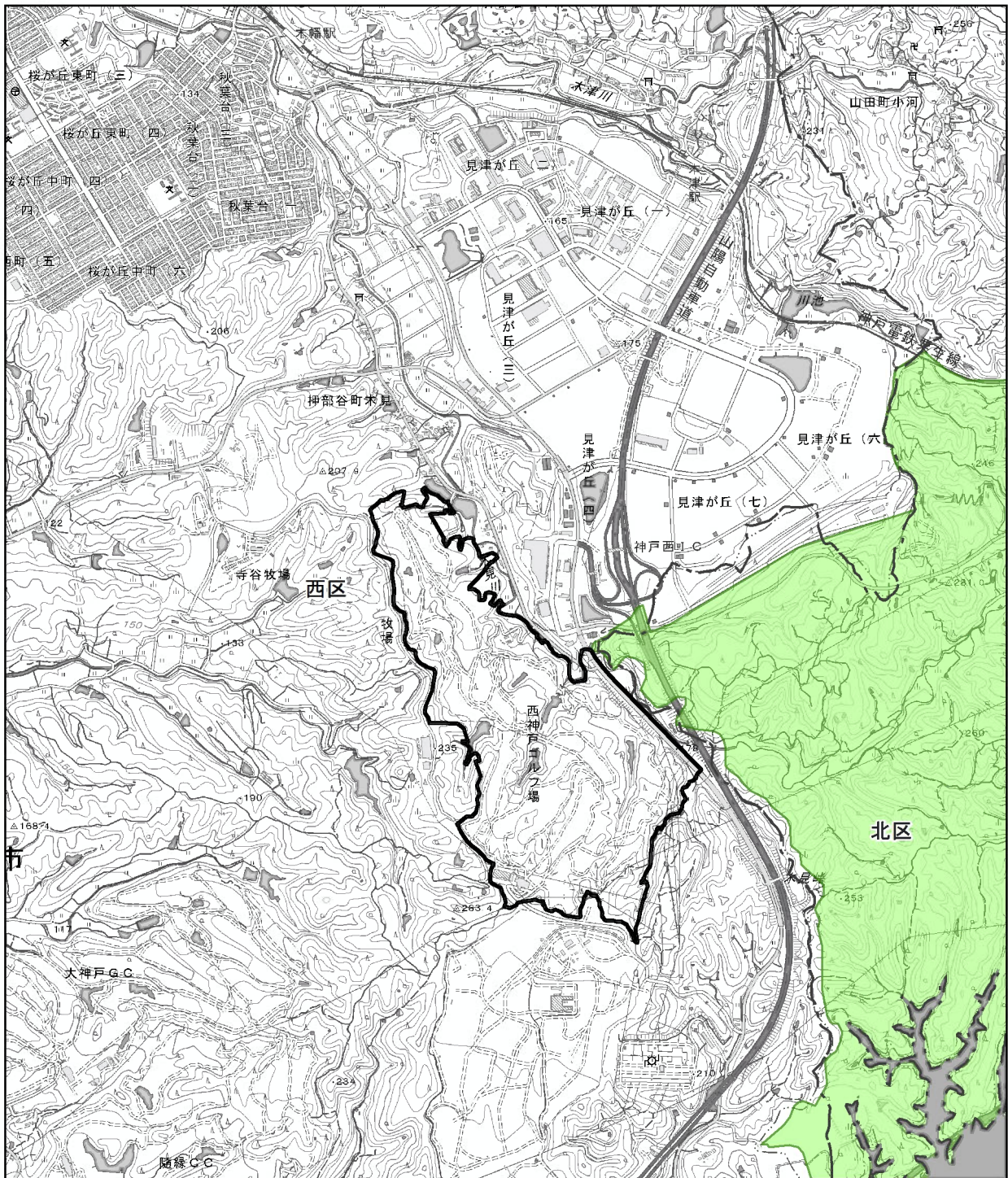
(3) 自然環境関係法令

事業実施区域及びその周囲における自然環境に係る法令等による地域地区の指定状況は、表5.3-37及び図5.3-15～図5.3-18に示すとおりである。

事業実施区域においては、人と自然との共生ゾーンが指定されている。

表5.3-37 自然環境関係法令等による地域地区の指定状況

法令等	指定地域名称	指定状況
「自然公園法」 (昭和32年6月1日法律第161号)	国立公園 国定公園	事業実施区域及びその周囲に指定地域はない。
「兵庫県立自然公園条例」 (昭和38年7月5日兵庫県条例第80号)	県立自然公園	
「自然環境保全法」 (昭和47年6月22日法律第85号)	原生自然環境保全地域 自然環境保全地域	事業実施区域及びその周囲に指定地域はない。
「環境の保全と創造に関する条例」 (平成7年7月18日兵庫県条例第28号)	兵庫県自然環境保全地域 環境緑地保全地域 自然海浜保全地区 郷土記念物	事業実施区域及びその周囲に指定地域はない。
「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」 (平成4年9月28日条約第7号)	自然遺産の区域	事業実施区域及びその周囲に指定地域はない。
「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」 (昭和42年7月31日法律第103号)	近郊緑地保全区域	事業実施区域の周囲に指定地域がある。
「都市緑地法」 (昭和48年9月1日法律第72号)	緑地保全地域 特別緑地保全地区	事業実施区域及びその周囲に指定地域はない。
「生産緑地法」 (昭和49年6月1日法律第68号)	生産緑地地区	事業実施区域及びその周囲に指定地域はない。
「緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例」 (平成3年4月1日神戸市条例第2号)	緑地の保存区域 緑地の保全区域 緑地の育成区域	事業実施区域及びその周囲に指定地域はない。
「人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例」 (平成8年4月15日神戸市条例第10号)	人と自然との共生ゾーン (農村用途区域)	事業実施区域及びその周囲に指定地域がある。
「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 (平成4年6月5日法律第75号)	生息地等保護区	事業実施区域及びその周囲に指定地域はない。
「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」 (平成14年7月12日法律第88号)	鳥獣保護区	事業実施区域及びその周囲に指定地域はない。
「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」 (昭和55年9月22日条約28号)	ラムサール条約湿地	事業実施区域及びその周囲に指定地域はない。
「都市計画法」 (昭和43年6月15日法律第100号)	風致地区	事業実施区域及びその周囲に指定地域はない。
「風致地区内における建築等の規制に関する条例」 (昭和45年4月14日神戸市条例第32号)		
「森林法」 (昭和26年6月26日法律第249号)	保安林	事業実施区域の周囲に指定地域がある。
「農業振興地域の整備に関する法律」 (昭和44年7月1日法律第58号)	農用地区域	事業実施区域の周囲に指定地域がある。

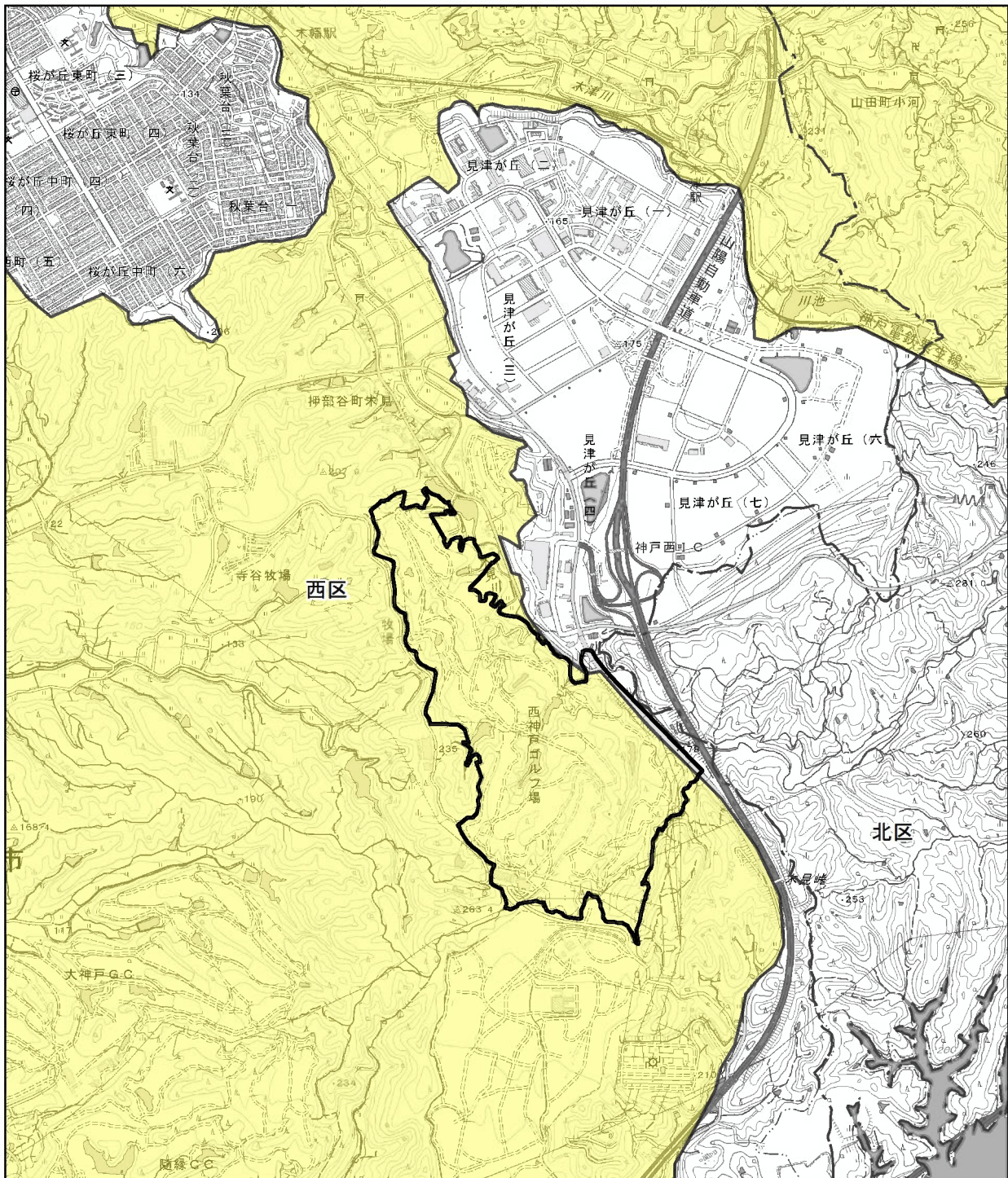


- 事業実施区域
- 近郊緑地保全区域

出典) 「風致地区など緑地に関する規制の種類と規制の概要」
(神戸市ホームページ、令和3年11月現在)



図5.3-15 近郊緑地保全区域の指定状況



- 事業実施区域
- 人と自然との共生ゾーン

出典) 「人と自然との共生をめざして 人と自然との共生ゾーン」
 (神戸市ホームページ、令和3年11月現在)
 「木見里づくり計画『里・街・緑 木見の未来へ』」
 (木見里づくり協議会、平成21年)

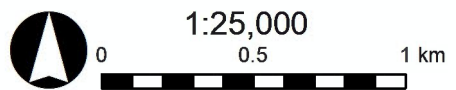
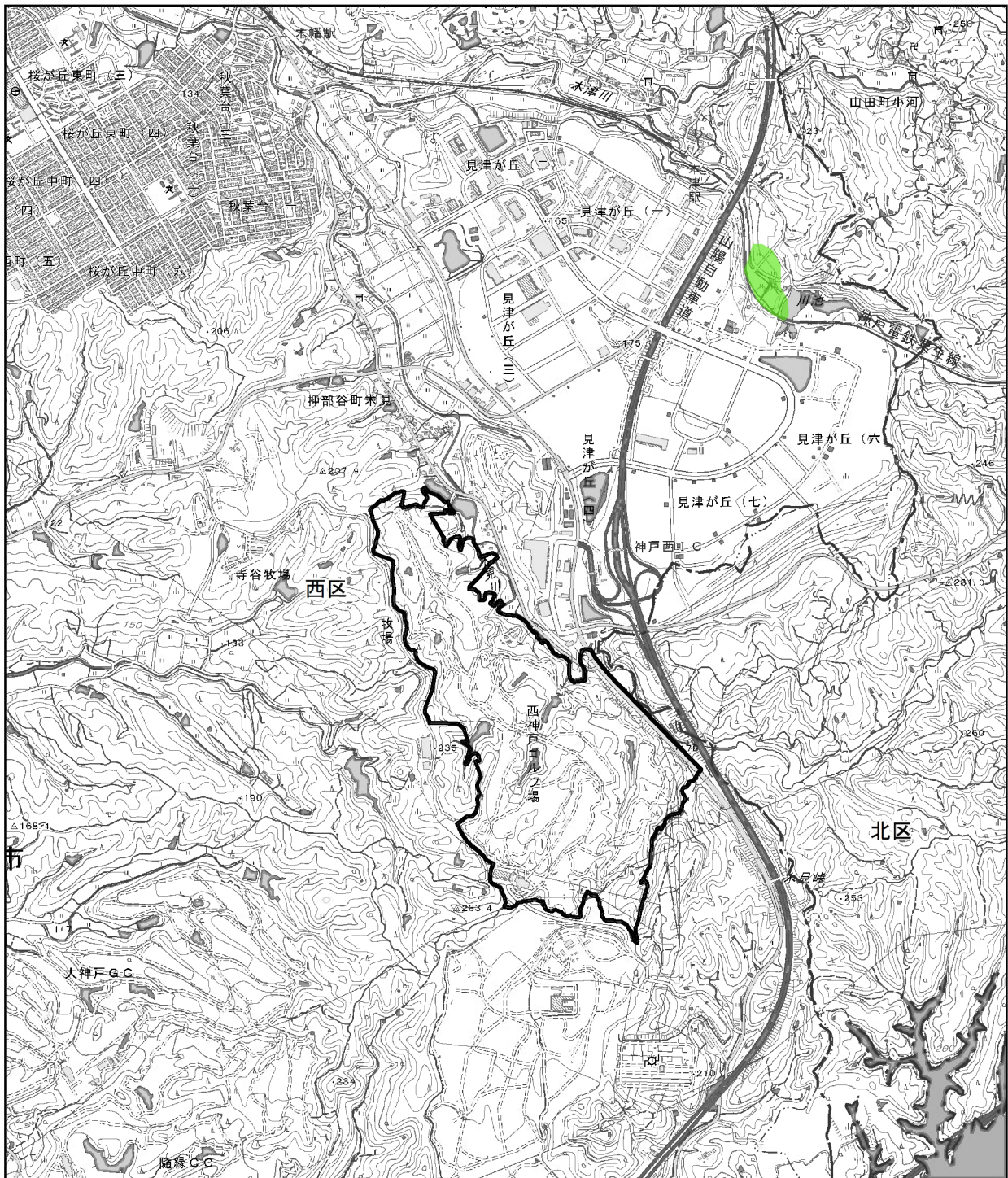


図5.3-16 人と自然との共生ゾーンの指定状況

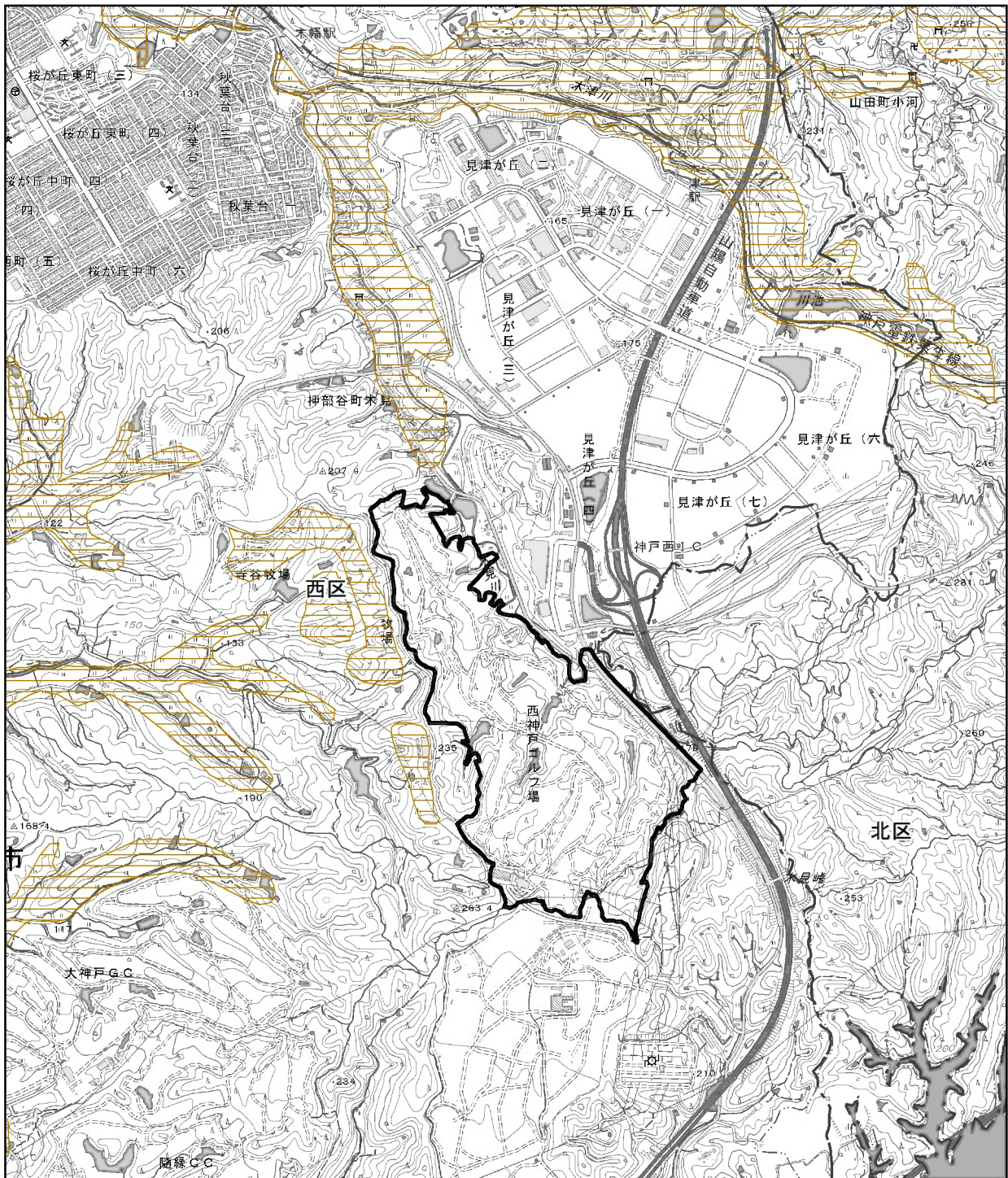


- 事業実施区域
- 保安林

出典) 「国土数値情報(森林地域データ)」(国土交通省)
 (<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html>)
 (令和3年11月26日取得)



図5. 3-17 保安林の指定状況



- 事業実施区域
- 農用地区域

出典) 「国土数値情報(農業地域データ)」(国土交通省)
<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html>
 (令和3年11月26日取得)



図5.3-18 農用地区域の指定状況

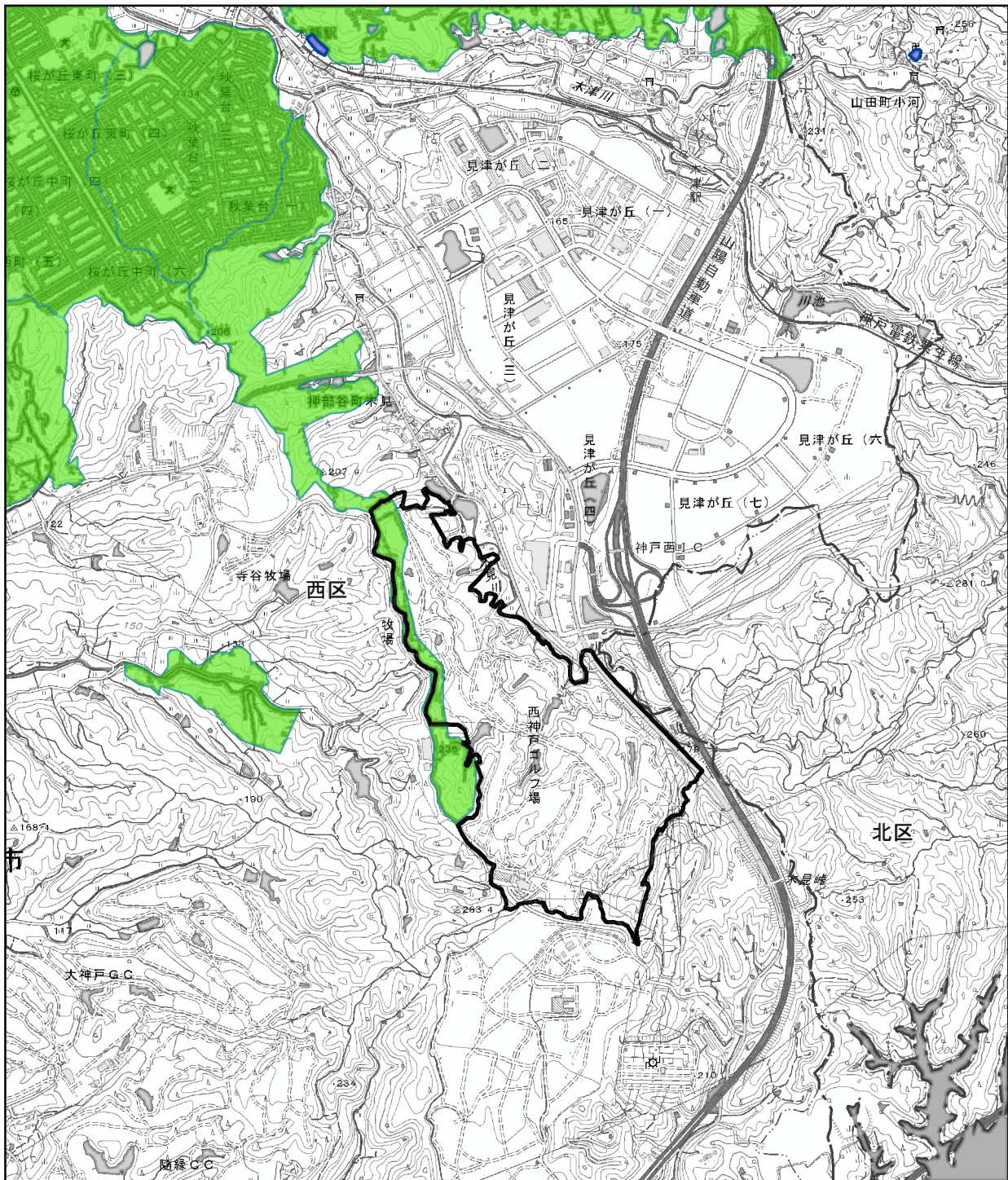
(4) 防災関連法令

事業実施区域及びその周囲における自然環境に係る法令等による地域地区の指定状況は、表5.3-38及び図5.3-19～図5.3-21に示すとおりである。

事業実施区域においては、砂防指定地及び宅地造成工事規制区域が指定されている。

表5.3-38 防災関係法令等による地域地区の指定状況

法令等	指定地域	指定状況
「砂防法」 (明治30年3月30日法律第29号)	砂防指定地域	事業実施区域及びその周囲に指定地域がある。
「地すべり等防止法」 (昭和33年3月31日法律第30号)	地すべり防止区域	事業実施区域及びその周囲に指定地域はない。
「急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律」 (昭和44年7月1日法律第57号)	急傾斜地崩壊危険区域	事業実施区域の周囲に指定地域がある。
「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」 (平成12年5月8日法律第57号)	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	事業実施区域の周囲に指定地域がある。
「宅地造成等規制法」 (昭和36年11月7日法律第191号)	宅地造成工事規制区域	事業実施区域及びその周囲に指定地域がある。

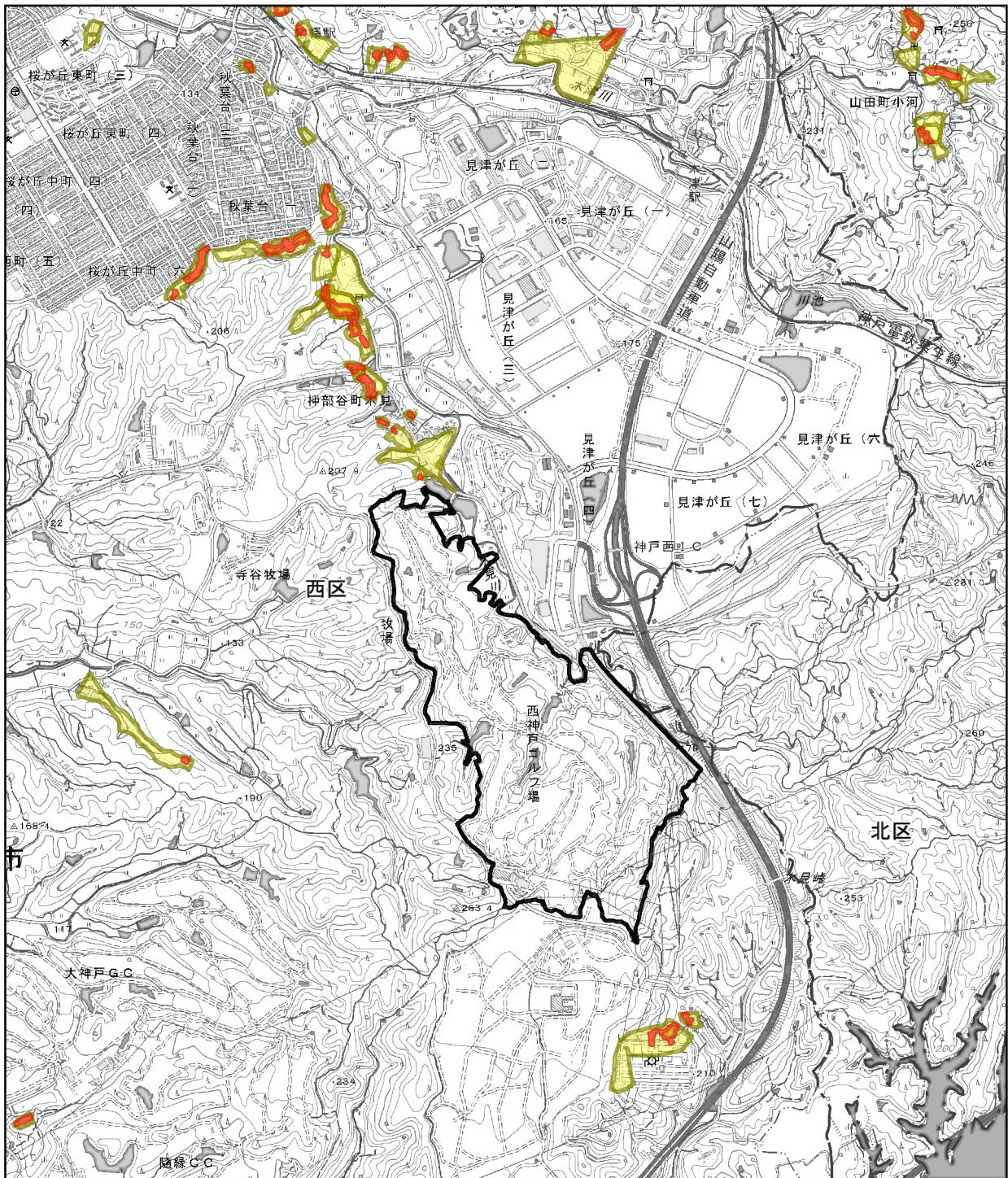


- 事業実施区域
- 砂防指定地
- 急傾斜地崩壊危険区域

出典) 「神戸市情報マップ(砂防指定地)」
 (神戸市ホームページ、令和3年11月現在)
 「国土数値情報(急傾斜地崩壊危険区域データ)」
 (国土交通省)
<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/index.html>
 (令和3年11月26日取得)



図5.3-19 砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域の指定状況

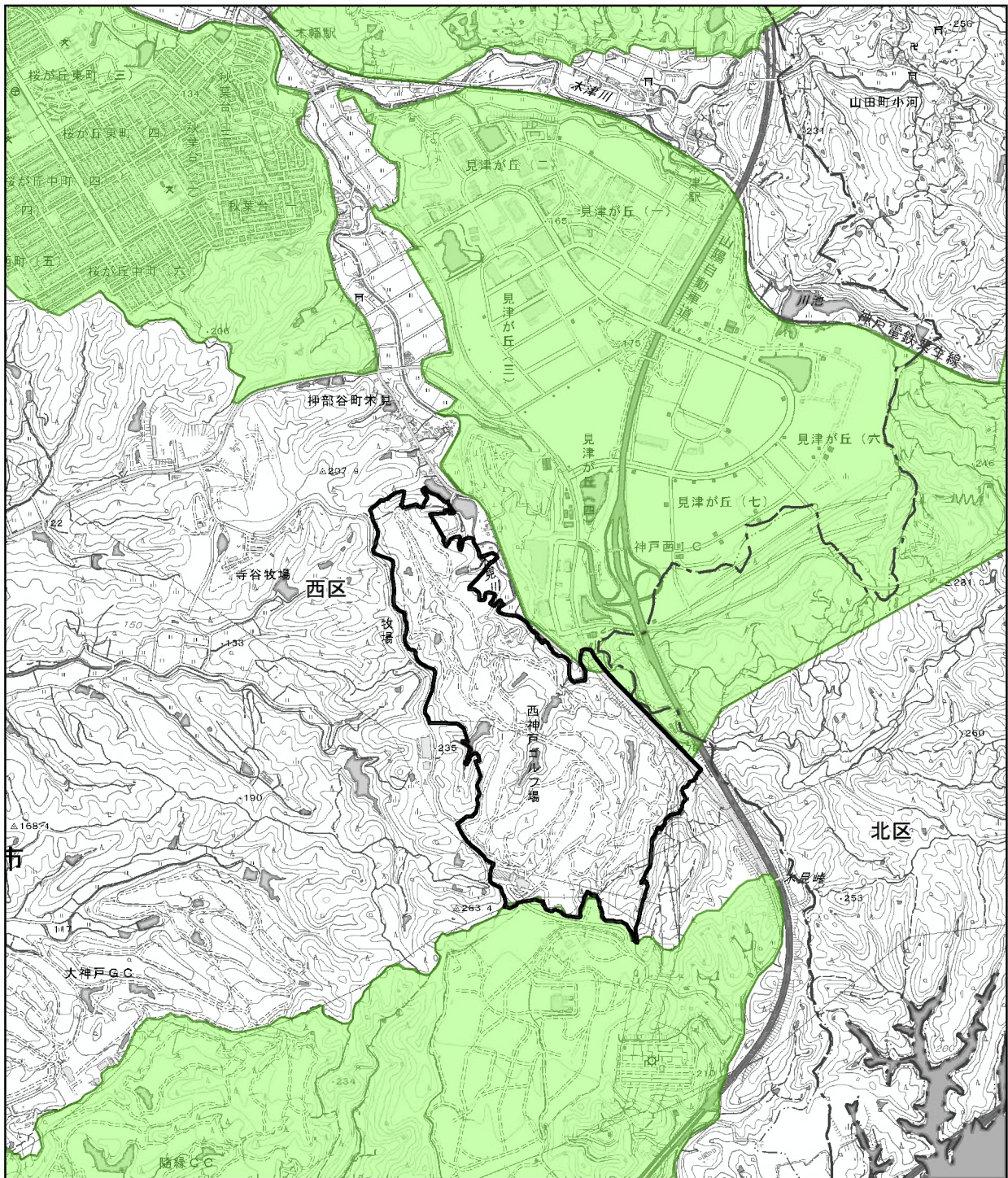


- 事業実施区域
- 土砂災害特別警戒区域
- 土砂災害警戒区域

出典) 「兵庫県CGハザードマップ(地域の風水害対策情報)」(兵庫県)



図5.3-20 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定状況



- 事業実施区域
- 宅地造成工事規制区域

出典) 「宅地造成工事規制区域」
(神戸市ホームページ、令和3年11月現在)



図5.3-21 宅地造成工事規制区域の指定状況

(5) 環境保全に関する計画

1) 第5次兵庫県環境基本計画

兵庫県は、「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、平成8年に「兵庫県環境基本計画」を策定している。

平成14年には、兵庫県の環境の保全と創造に関する現状と課題を踏まえ、共生と循環の環境適成型社会の実現を目標とし、環境保全及び創造に関する指針となる「新兵庫県環境基本計画」を策定している。さらに、平成20年には「第3次兵庫県環境基本計画」、平成26年には「第4次兵庫県環境基本計画」を策定している。

平成31年には、地球温暖化や地球環境の持続性等の環境課題及び少子高齢化・人口減少等の社会情勢の変化に適切に対応し、兵庫県が目指すべき持続可能な社会の将来像及び重点的に取り組むべき施策を明らかにするために、「第5次兵庫県環境基本計画」を策定している。

「第5次兵庫県環境基本計画」の概要は、表5.3-39に示すとおりである。

表5.3-39 「第5次兵庫県環境基本計画」の概要

項目	概要
計画の期間	計画期間は、2040年頃を展望しつつ、概ね10年間(2030年度まで)とし、社会経済情勢や環境問題の変化などに適切に対応するため、原則として5年ごとに見直しを行うこととする。
目指すべき将来像	【活動の“場”の将来像】 「くらし」の姿～環境優先のライフスタイルの確立～ 「しごと」の姿～環境に適応したオフィスやものづくり～ 「まち」の姿～環境と共生するまちづくり～ 「さと」の姿～豊かな自然環境の再生～ 【“地域力”を基盤とした活動の将来像】
基本理念	環境を優先する社会へ地域が先導し、“恵み豊かなふるさとひょうご”を次代につなぐ
重点目標	当面の目標として2025年度を目標年次とした「重点目標」を設定し、その達成に向けた施策を集中的に進める。 【低炭素】 ①2030年度の温室効果ガス排出量26.5%削減(2013年度比) ②2030年度の再生可能エネルギーによる発電量70億kWh ③2025年度の適応策(地球温暖化による被害の軽減策)の県民への認知度50% ④2030年度までに全ての県庁舎の照明をLED化(一部特殊照明等を除く) 【自然共生】 ⑤2025年度の生物多様性保全プロジェクト団体数100団体 ⑥2025年度の野生鳥獣による農林業被害額50%削減(2013年度比) ⑦2025年度の里山林整備面積33%増(2015年度比) ⑧2025年度の漁場環境改善面積5,579ha 【資源循環】 ⑨2025年度の1人1日あたりの家庭系ごみ排出量463g/人日 ⑩2025年度の最終処分量を一般廃棄物32%削減、産業廃棄物28%削減(2012年度比) ⑪2025年度の最終処分率を一般廃棄物10.8%、産業廃棄物2.27%(兵庫県地球温暖化対策推進計画の目標値など、一部項目については2030年度を目標年次としている) ⑫2025年度のごみ発電能力15%増(2012年度比) 【安全・快適】 ⑬河川・海域・湖沼における水環境の良さ(環境基準)100%達成 ⑭大気のきれいさ(環境基準)100%達成 ⑮2025年度の新規登録車(乗用車)のうち次世代自動車の割合48% ⑯2025年度までに全市町が発災時に適切かつ速やかな対応を可能とする災害廃棄物処理計画を策定 【地域力】 ⑰2025年度の持続可能な社会づくりを先導する人材30%増(2016年度比) ⑱2025年度の自主的に環境保全に取り組む事業者数15%増(2016年度比) ⑲2025年度の環境保全に取り組むNPO法人数20%増(2016年度比) ⑳「ひょうごの環境」ホームページ年間アクセス数100万件

出典) 「第5次兵庫県環境基本計画」(兵庫県、平成31年)

2) 兵庫県地球温暖化対策推進計画

兵庫県は、「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、平成8年に「兵庫県地球温暖化防止地域推進計画」を策定している。平成12年には「新兵庫県地球温暖化防止推進計画」を策定し、平成18年には京都議定書目標達成計画を勘案した見直しを行い「新兵庫県地球温暖化防止推進計画」を改定している。さらに、平成26年には「第3次兵庫県地球温暖化防止推進計画」、平成29年には「兵庫県地球温暖化対策推進計画」を策定している。

令和3年には、脱炭素社会の実現に向けて、長期的な将来像や取組の方向性を示すとともに、国の「地球温暖化対策計画」に基づく対策に加えて、県民・事業者・団体・行政等が一体となって取り組むことのできる県独自の取組を盛り込み、積極的な取組と削減を目指す計画として、「兵庫県地球温暖化対策推進計画～脱炭素社会に向けて～」を策定している。

「兵庫県地球温暖化対策推進計画～脱炭素社会に向けて～」の概要は、表5.3-40に示すとおりである。

表5.3-40 「兵庫県地球温暖化対策推進計画～脱炭素社会に向けて～」の概要

項目	概要
計画の期間	計画の対象期間は、2030年度までとする。
計画の目標	<p>【温室効果ガス削減目標】 「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」をゴールとし、再生可能エネルギーの導入など県民・事業者・団体・行政等が一体となり、2030年度は、 ①35%削減（2013年度比）の達成に向け、果敢に取り組みつつ、 ②さらに取組の加速・拡大を図っていく中で、最大38%削減（2013年度比）を目指す。</p> <p>【再生可能エネルギー導入目標】 2030年度に再生可能エネルギーによる発電量80億kWh</p>
目標達成に向けた方針	<p>【方針1】 低炭素から脱炭素に向けた温室効果ガス排出削減 【方針2】 再生可能エネルギーの導入拡大 【方針3】 地域循環共生圏の創出 【方針4】 暮らしの中での省エネや資源循環 【方針5】 豊かな森づくりなど森林等の保全と創造 【方針6】 人材育成とグリーンイノベーションへの支援</p>
適応策推進の方針	<p>【方針1】 ひょうごの多様性を活かした気候変動適応を推進 【方針2】 県民・事業者・団体・行政等が危機感を持ち、ともに気候変動適応に取り組む 【方針3】 情報基盤を整備し、あらゆる関連施策に気候変動適応を組み込む</p>

出典) 「兵庫県地球温暖化対策推進計画」(兵庫県、令和3年)

3) 兵庫地域公害防止計画

兵庫県は、昭和47年度に兵庫県東部地域公害防止計画を策定して以来、阪神・播磨地方の臨海部の人口や産業が集積した地域を対象として公害防止計画を策定し、総合的かつ計画的な公害防止対策事業を展開している。

当地域の環境は、公害防止に関する諸施策の推進により、全般に長期的には改善の傾向が見られるものの、さらに改善を要する地域もあることから、平成24年に平成23年度から平成32年度までを計画期間とする「兵庫地域公害防止計画」を策定し、公害防止対策を推進している。

「兵庫地域公害防止計画」の概要は、表5.3-41に示すとおりである。

表5.3-41 「兵庫地域公害防止計画」の概要

項目	概要
計画の地域	神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、加古川市、宝塚市及び川西市の区域
計画の期間	平成23年度から平成32年度までの10年間とする。
計画の目標	環境基準の達成
主要課題	【自動車交通公害対策】 国道43号等阪神地域の主要3幹線道路沿道の自動車排出ガスに係る大気汚染対策及び騒音対策 【山陽新幹線鉄道沿線における騒音対策】 新幹線沿線における騒音対策 【海域の水質汚濁】 水質汚濁防止法に基づく排水基準の遵守徹底 水質総量削減計画の推進 流出油等対策

出典) 「兵庫地域公害防止計画」(兵庫県、平成24年)

4) 神戸市環境マスタープラン

神戸市は、「神戸市民の環境をまもる条例」第7条に基づき、平成8年には「神戸市環境保全基本計画」を策定し、平成14年には平成22年を目標年次とする「新・神戸市環境基本計画」として改定している。

平成23年には、「低炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」の実現等5つの基本方針を定め、神戸らしさ、地域特性、革新的・先進的な技術の3つの視点から、それらを活かした9つの先導的な取り組みを推進する「神戸市環境基本計画～自然と太陽のめぐみを未来につなぐまち・神戸～」を策定している。さらに、平成28年に「神戸市環境マスタープラン」として改定している。

「神戸市環境マスタープラン」の概要は、表5.3-42に示すとおりである。

表5.3-42 「神戸市環境マスタープラン」の概要

項目	概要
計画の期間	平成28年度から平成37年度までの10年間
計画の 主な内容	<p>望ましい環境像：自然と太陽のめぐみを未来につなぐまち・神戸</p> <p>【4つの基本方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 低炭素：二酸化炭素の排出が少ないらしと社会を目指す。 2. 循環型：資源を有効利用し、ごみができるだけ発生しないらしと社会を目指す。 3. 自然共生：生物が多様で、自然のめぐみが豊かなくらしと社会を目指す。 4. 安全快適：安全・安心で快適な生活環境のあるらしと社会を目指す。
基本目標	<p>【低炭素】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 太陽光発電などの再生可能エネルギーや未利用エネルギーを公共施設へ積極的に導入するとともに、市民・事業者への普及を推進する。 2. 森林・緑地などが持つ都市気候緩和効果を向上させる。 3. 「二酸化炭素の排出が少ないらしと社会」を目指す取り組みが、市民の生活に定着するように働きかける。 4. 「二酸化炭素の排出が少ないらしと社会」を目指す地域での取り組みを促進する。 5. 地域での、地球温暖化対策の学びや実践を促進する。 6. 都市機能がコンパクトにまとまった都市構造形成や総合的な交通施策の導入、エネルギーの効率的な利用を促進する。 7. 「環境・エネルギー」分野の商品や技術開発に取り組む事業者を支援する。また、省エネルギー技術等の事業者への普及を推進する。 <p>【循環型】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 神戸の豊かな自然を活かし、剪定枝や厨芥類など有機性廃棄物のリサイクルを推進する。 2. 「もったいない」の精神を次世代へつなぐ、環境に配慮したくらしを推進する 3. むだをなくし、ごみをできるだけ出さない暮らしを確立（2R[リデュース・リユース]の推進）する。また、効率的で適正な処理に向けた排出・分別ルールの徹底を推進する。 4. エコタウンまちづくり、美しいまちづくりなどの、自発的かつ継続的な環境に配慮したまちづくりを推進する。 5. 産業廃棄物の3Rの推進、適正処理の徹底、不法投棄対策の推進等により、産業廃棄物の適正処理を確保する。また、一般廃棄物処理施設の適切な管理等により、一般廃棄物の適正処理に努める。 <p>【自然共生】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生物多様性を保全するとともに、神戸の豊かで、かつ、身近にある自然環境をまもり育てる。 2. 都市と農村のふれあい・交流や自然とふれあう機会などを通じて、神戸産の農水産物を楽しむ食文化や自然とふれあう生活を楽しむライフスタイルを普及させ、自然をまもり育てる意識を広める。 3. 神戸固有の多様で特色あるまちなみや景観を形成する。 4. 神戸の豊かな自然環境がもたらす様々なめぐみを次世代につなぐため、生物多様性に配慮した農漁業等の産業活動を推進し、水や緑などの自然環境を活かしたまちづくりを進める。 <p>【安全快適】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 環境基準を達成・維持し、良好で健全な大気・水・土壌環境を実現するために、環境監視の実施や発生源対策等を進める。 2. 神戸の歴史・文化を含めた環境に誇りを持ち、住んでいる地域を守り育てる文化を広める。 3. 快適な生活環境を保全するとともに、安全で快適なまちづくりを推進する。 4. 環境教育や環境学習の拠点づくりや機会の提供などにより総合的な環境教育・環境学習を推進する。 5. 環境汚染や有害環境汚染物質による健康被害が生じないように予防的な取り組みを進める。さらに、気候変動への適応策のあり方についての検討を行い、適応策を推進する。 6. 自動車排ガス対策、交通流・交通量・沿道対策などの自動車環境対策を推進し、生活環境の改善に努める。

出典) 「神戸市環境マスタープラン」 (神戸市、平成28年)

5) 生物多様性神戸プラン

神戸市は、平成20年に制定された生物多様性基本法第13条の規定に基づく生物多様性地域戦略として、また神戸市の環境行政のマスタープランである「神戸市環境基本計画」が目標とする「自然共生社会」の実現に向けた個別計画として、平成23年に「生物多様性神戸プラン2020」を策定し、豊かな自然・生態系、生物多様性を保全するための取り組みを進めている。

本プランが策定後、5年を経過し、神戸市が抱えている生物多様性をめぐる課題に的確に対応し、現在の豊かな生態系、自然の恵みを次世代につないでいくため、平成28年に本プランを改定している。

「生物多様性神戸プラン」の概要は、表5.3-43に示すとおりである。

表5.3-43 「生物多様性神戸プラン」の概要

項目	概要
目標年次	目標年次は平成37年度とし、平成32年度を中間目標年次とする。
目指すべき将来像	多様ないのちを育む豊かな自然とその恵みを次世代につなぐ自然共生都市“こうべ”
基本戦略	<p>【1. 場をまもる・つくる】 多様な生物が生息・生育し、自然の恵みを享受することができる場の保全・創出</p> <p>【2. 人をそだてる】 「自然の恵み」の源となる生物多様性の大切さに「気づき」、「行動」できるひと、それを伝えることのできるひとづくり</p> <p>【3. 活動をつなぐ・ひろげる】 各主体間（市民、市民団体、事業者、行政など）の連携による、地域の生物多様性を守る取り組みの推進とそれを支える制度・仕組みの構築</p> <p>【4. 恵みを持続的に活用する】 自然の恵みの持続的な利用に貢献する社会経済活動の推進</p> <p>【5. 情報をあつめる・つたえる・見せる】 生物多様性に関する情報の収集、分かりやすい発信</p>
リーディングプロジェクト	<ol style="list-style-type: none"> 1. 外来種から水辺の在来種をまもる～市民と取り組むアカミミガメの防除作戦 2. いきものとの共生関係を緑で築く～「生物多様性保全プロジェクト」キーナの森の整備 3. 失われつつある希少種の生息・生育環境をみんなでまもる～土地所有者・活動団体・大学等の連携による希少植物オカオグルマ等の保全 4. 豊かな農地をまもる～生物多様性と農業の共存共栄 5. すべての市民に最初の一步を促す～生物多様性に関する啓発の推進 6. 情報を集め、発信する～生物多様性保全に役立つデータベースの整備と活用

出典) 「生物多様性神戸プラン」(神戸市、平成28年)

6) 神戸市地球温暖化防止実行計画

神戸市は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年10月9日法律第117号）に基づき、神戸市域全体及び神戸市役所の事務事業における地球温暖化対策を推進するために、平成23年に「神戸市地球温暖化防止実行計画」を策定している。同計画は、東日本大震災後のエネルギー環境の急変を踏まえ、平成27年に改定している。

「神戸市地球温暖化防止実行計画」の概要は、表5.3-44に示すとおりである。

表5.3-44 「神戸市地球温暖化防止実行計画」の概要

項目	概要
計画の期間	平成27年度から平成42年度まで
基本理念	スマートチャレンジ！みんなで創る低炭素都市 “こうべ”
基本方針	1. 市民の健康で文化的な生活の維持・向上を目指す。 2. 市域での対策を通じて世界の地球温暖化対策に貢献する。 3. 市民・事業者・市の「協働と参画」により取組を推進する。 4. 神戸の自然的・社会的条件を活かした施策を推進する。
計画の目標	<p>【最終エネルギー消費量に関する目標】</p> <p>[短期目標] 平成32年度までに15%以上削減（平成17年度比）</p> <p>[中期目標] 平成42年度までに25%以上削減（平成17年度比）</p> <p>[長期目標] 平成52年度までに40%以上削減（平成17年度比）</p> <p>【再生可能エネルギー等の導入に関する目標】</p> <p>[平成32年度] 神戸市域におけるエネルギー消費量の10%以上の再生可能エネルギーを導入</p> <p>[平成42年度] 神戸市域における電力消費の30%を地域の分散型エネルギーにする（再エネ15%＋コジェネ等15%）</p>
取り組み	<p>【市民】 より多くの市民に、地球温暖化対策の必要性を理解してもらい、「エネルギーを無駄なく、大切に、有効に使う」という日常生活での意識と実践行動の継続を促すための取組みや情報の入手方法を示している。</p> <p>【事業者】 事業者が策定した「低炭素社会実行計画」や「自主行動計画」等に基づく、事業者の積極的な地球温暖化対策を支援する。</p> <p>【行政】 「環境モデル都市アクションプラン」における再生可能エネルギーの普及促進などの取組みを着実に行う。</p>

出典) 「神戸市地球温暖化防止実行計画～スマートチャレンジ！みんなで創る低炭素都市“こうべ”～」(神戸市、平成27年)

7) 神戸市都市景観形成基本計画

神戸市は、「神戸市都市景観条例」（昭和53年10月20日神戸市条例第59号）に基づき、神戸らしい都市景観の形成にかかわる基本的理念と施策のあり方を示した「神戸市都市景観形成基本計画」（神戸市、昭和57年）を策定している。平成16年には、夜間景観に関する基本計画である夜間景観形成基本計画を策定し、平成24年には、都市景観形成基本計画をふまえた実施計画として、神戸らしい景観づくりの指針を策定している。このような社会情勢の変化と神戸市の景観行政の変遷をふまえて、令和3年8月にあらためて当初基本計画が更新された。

「神戸市都市景観形成基本計画」（神戸市、令和3年）の概要は、表5.3-45に示すとおりであり、事業実施区域は、本計画により「田園集落（田園のゾーン）」に位置づけられている。

また、神戸市では、神戸らしいまちの景観をまもり、そだて、さらに新しい神戸らしさをつくりだし、住み、働き、憩うためのまちを、個性豊かで、快適なものにするため、各地域の実状や特性に応じた景観形成を図ることを目的に、「神戸市景観計画」（神戸市、平成18年）を策定し、7区域を景観計画区域として指定しているが、事業実施区域及びその周囲においては指定されていない。

表5.3-45 「神戸市都市景観形成基本計画」の概要

項目	概要
基本目標	<ol style="list-style-type: none"> 1. 神戸らしい都市空間の発掘・創造 2. 生活環境の質的向上 3. 持続可能な都市環境の形成 4. 景観資源の発掘と保全・活用 5. 市民文化の創造
基本姿勢	<ol style="list-style-type: none"> 1. 景観形成の対象となる都市空間の領域 都市空間の領域構成を、公的（パブリック）領域、私的（プライベート）領域、境界領域の三つの段階に区分 2. まもる・そだてる・つくる 都市景観形成の方向として、まもる（保全）・そだてる（育成）・つくる（創造）の三つの視点を基本とする 3. 多様な主体による多面的な景観形成 景観まちづくりは、住民、事業者と行政、各分野の専門家のみならず、NPOやボランティアなどを含む多様な個人や組織が、それぞれの役割を担い、連携する協働の取り組みによって実現される

出典）「神戸市都市景観形成基本計画-神戸らしい都市景観の形成をめざして-」（神戸市、令和3年）

5.4. 環境の概況

5.4.1. 大気質

(1) 大気汚染常時監視の状況

事業実施区域及びその周囲における大気汚染常時監視測定局として、一般環境大気測定局4局（西神、押部谷、南五葉、白川台）の測定結果を用いて、大気汚染の状況を把握した。

測定局の測定項目は表5.4-1に、測定局の位置は図5.4-1に示すとおりである。

表5.4-1 大気汚染常時監視測定局と測定項目

区分	測定局	所在地	採気口地上高	風向・風速計地上高	二酸化硫黄	窒素酸化物	一酸化炭素	光化学オキシダント	炭化水素	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	風向・風速	垂直風速	気温・気温差	日射量・放射収支量	紫外線量	全交通量
一般 ¹	西神	西区美賀多台5丁目 繁田大池ダム緑地内	4m	8m		○		○	○	○	○	○					
	押部谷	西区桜が丘東町5丁目 木津小学校内	4m	18m				○				○					
	南五葉 ²	北区南五葉3丁目 南五葉小学校内	4m	22m		○		○	○	○	○	○					
	白川台 ³	須磨区白川台5丁目 城が丘中央公園内	4m	19m				○			○	○					

注) 1. 一般：一般環境大気測定局

2. 「南五葉一般環境大気測定局」は、平成28年3月に北区鈴蘭台西町1丁目（北区総合庁舎内）より移設された。

3. 「白川台一般環境大気測定局」は、測定局舎の建替え工事に伴い、平成30年度途中より測定を休止している。

出典) 「大気環境の常時監視-測定局・測定項目、測定局の位置」（神戸市ホームページ、令和3年11月現在）



出典) 「大気環境の常時監視-測定局・測定項目、測定局の位置」(神戸市ホームページ、令和3年11月現在)

- 事業実施区域
- 大気汚染常時監視測定局



図5. 4-1 大気汚染常時監視測定局の位置

(2) 二酸化窒素

二酸化窒素の経年変化は、表5.4-2及び図5.4-2に示すとおりである。

いずれの測定局においても、測定結果は環境基準を達成しており、ほぼ横ばいで推移している。

表5.4-2 二酸化窒素の経年変化

【単位：ppm】

区分	測定局	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
年平均値	西神	0.008 [※]	0.008	0.008	0.008	0.006
	南五葉	0.008	0.008	0.007	0.007	0.006
	白川台	0.011	0.011	0.010 [※]	—	—
日平均値の年間98%値	西神	0.021 [※]	0.021	0.020	0.020	0.017
	南五葉	0.017	0.020	0.018	0.019	0.018
	白川台	0.026	0.026	0.019 [※]	—	—
環境基準達成状況	西神	—	達成	達成	達成	達成
	南五葉	達成		—	—	—
	白川台	—		—	—	

- 注) 1. ※印のデータは、測定時間が環境基準の評価の対象となる6,000時間に満たない。
 2. 「南五葉一般環境大気測定局」は、平成28年3月に北区鈴蘭台西町1丁目（北区総合庁舎内）より移設された。
 3. 「白川台一般環境大気測定局」は、測定局舎の建替え工事に伴い、平成30年度途中より測定を休止している。
 4. 環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
 5. 環境基準の評価（長期的評価）：年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが、0.06ppm以下であること。

出典) 「平成28年度 神戸市大気汚染調査報告 第59報」（神戸市、平成29年）
 「平成29年度 神戸市大気汚染調査報告 第60報」（神戸市、平成31年）
 「平成30年度 神戸市大気汚染調査報告 第61報」（神戸市、令和2年）
 「大気の常時監視の測定データについて 令和元年度測定結果(概要)」(神戸市ホームページ、令和3年11月現在)
 「大気の常時監視の測定データについて 令和2年度測定結果(概要)」(神戸市ホームページ、令和3年11月現在)

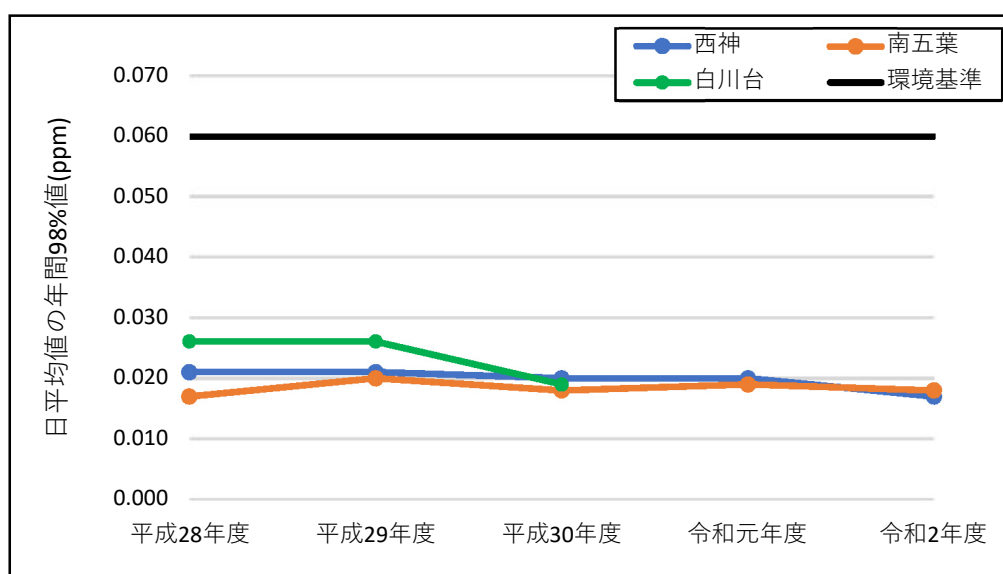


図5.4-2 二酸化窒素（日平均値の年間98%値）の経年変化

(3) 光化学オキシダント

光化学オキシダントの経年変化は、表5.4-3及び図5.4-3に示すとおりである。

いずれの測定局においても、測定結果は環境基準を達成しておらず、やや減少傾向で推移している。

表5.4-3 光化学オキシダントの経年変化

【単位：ppm】

区分	測定局	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
昼間の1時間値の最高値	西神	0.114	0.109	0.113	0.125	0.093
	押部谷	0.107	0.105	0.103	0.119	0.101
	南五葉	0.105	0.111	0.115	0.120	0.107
	白川台	0.100	0.114	0.082 [※]	—	—
昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数	西神	96	100	83	76	79
	押部谷	96	95	72	71	64
	南五葉	93	116	82	83	80
	白川台	88	97	25 [※]	—	—
環境基準達成状況	西神	非達成	非達成	非達成	非達成	非達成
	押部谷					
	南五葉					
	白川台			—	—	—

- 注) 1. ※印のデータは、測定時間が環境基準の評価の対象となる6,000時間に満たない。
 2. 「南五葉一般環境大気測定局」は、平成28年3月に北区鈴蘭台西町1丁目（北区総合庁舎内）より移設された。
 3. 「白川台一般環境大気測定局」は、測定局舎の建替え工事に伴い、平成30年度途中より測定を休止している。
 4. 環境基準：1時間値が0.06ppm以下であること。
 5. 環境基準の評価（短期的評価）：環境基準に同じ。
- 出典) 「平成28年度 神戸市大気汚染調査報告 第59報」（神戸市、平成29年）
 「平成29年度 神戸市大気汚染調査報告 第60報」（神戸市、平成31年）
 「平成30年度 神戸市大気汚染調査報告 第61報」（神戸市、令和2年）
 「大気の常時監視の測定データについて 令和元年度測定結果(概要)」(神戸市ホームページ、令和3年11月現在)
 「大気の常時監視の測定データについて 令和2年度測定結果(概要)」(神戸市ホームページ、令和3年11月現在)

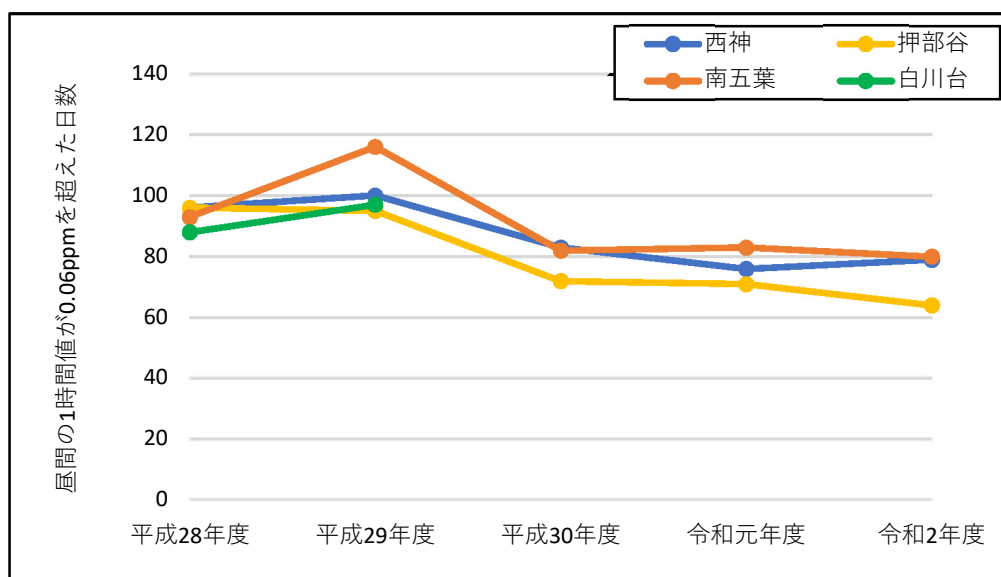


図5.4-3 光化学オキシダント(昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数)の経年変化

(4) 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質の経年変化は、表5.4-4及び図5.4-4に示すとおりである。

いずれの測定局においても、測定結果は環境基準を短期的評価及び長期的評価とも達成しており、ほぼ横ばいで推移している。

表5.4-4 浮遊粒子状物質の経年変化

【単位：mg/m³】

区分	測定局	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
短期的評価	日平均値の最高値	西神	0.055	0.050	0.050	0.055	0.060
		南五葉	0.055	0.046	0.048	0.042	0.079
		白川台	0.055	0.045	0.045 [※]	—	—
	1時間値の最高値	西神	0.117	0.093	0.130	0.109	0.102
		南五葉	0.108	0.077	0.106	0.139	0.111
		白川台	0.108	0.073	0.065 [※]	—	—
環境基準達成状況	西神	達成	達成	達成	達成	達成	
	南五葉			—	—	—	
	白川台			—	—	—	
長期的評価	年平均値	西神	0.018	0.018	0.016	0.014	0.014
		南五葉	0.014	0.016	0.015	0.013	0.014
		白川台	0.016	0.015	0.019 [※]	—	—
	日平均値の2%除外値	西神	0.041	0.042	0.042	0.037	0.036
		南五葉	0.035	0.038	0.042	0.035	0.037
		白川台	0.037	0.037	0.036 [※]	—	—
	環境基準達成状況	西神	達成	達成	達成	達成	達成
		南五葉			—	—	—
		白川台			—	—	—

注) 1. ※印のデータは、測定時間が環境基準の評価の対象となる6,000時間に満たない。

2. 「南五葉一般環境大気測定局」は、平成28年3月に北区鈴蘭台西町1丁目（北区総合庁舎内）より移設された。

3. 「白川台一般環境大気測定局」は、測定局舎の建替え工事に伴い、平成30年度途中より測定を休止している。

4. 環境基準：1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。

5. 環境基準の評価

短期的評価：環境基準に同じ。

長期的評価：年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるものを除外した後の最高値が0.10mg/m³以下であり、かつ、年間を通じて1日平均値が0.10mg/m³を超える日が2日以上連続しないこと。

出典) 「平成28年度 神戸市大気汚染調査報告 第59報」(神戸市、平成29年)

「平成29年度 神戸市大気汚染調査報告 第60報」(神戸市、平成31年)

「平成30年度 神戸市大気汚染調査報告 第61報」(神戸市、令和2年)

「大気の常時監視の測定データについて 令和元年度測定結果(概要)」(神戸市ホームページ、令和3年11月現在)

「大気の常時監視の測定データについて 令和2年度測定結果(概要)」(神戸市ホームページ、令和3年11月現在)

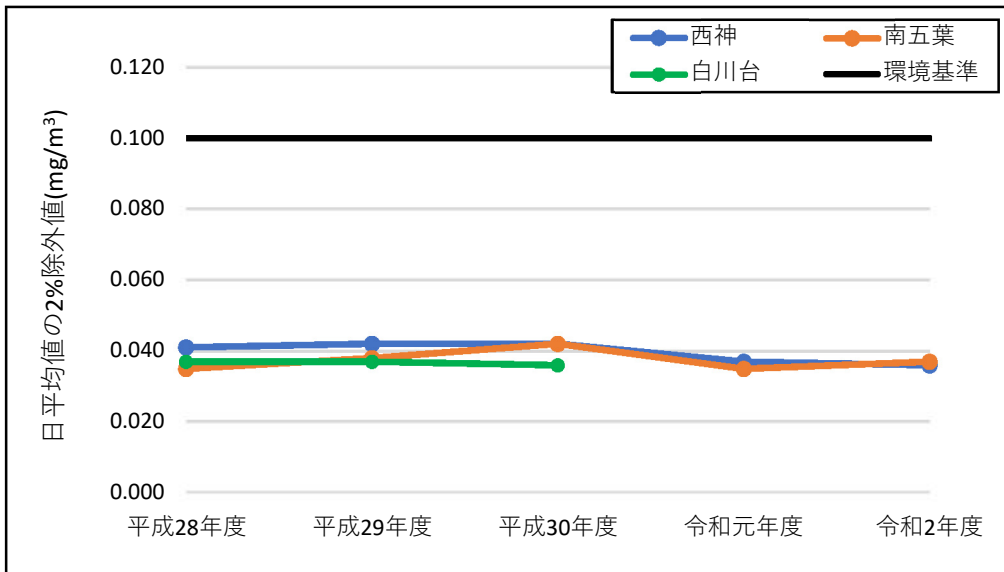


図5.4-4 浮遊粒子状物質（日平均値の2%除外値）の経年変化

(5) 微小粒子状物質 (PM2.5)

微小粒子状物質 (PM2.5) の経年変化は、表5.4-5及び図5.4-5に示すとおりである。

西神測定局において平成29年度に環境基準が非達成であったが、平成30年度以降はいずれの測定局においても測定結果は環境基準を達成しており、ほぼ横ばいで推移している。

表5.4-5 微小粒子状物質の経年変化

【単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 】

区分	測定局	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
年平均値	西神	14.6	14.5	13.6	11.7	10.8
	南五葉	10.7	11.3	10.3	9.1	9.8
	白川台	11.6	12.1	13.6*	—	—
日平均値の年間98%値	西神	29.8	35.1	31.5	27.1	29.7
	南五葉	24.4	29.1	26.0	23.2	26.0
	白川台	27.3	28.5	25.1*	—	—
環境基準達成状況	西神	達成	非達成	達成	達成	達成
	南五葉		達成			
	白川台		—	—	—	

- 注) 1. ※印のデータは、測定時間が環境基準の評価の対象となる250日に満たない。
 2. 「南五葉一般環境大気測定局」は、平成28年3月に北区鈴蘭台西町1丁目（北区総合庁舎内）より移設された。
 3. 「白川台一般環境大気測定局」は、測定局舎の建替え工事に伴い、平成30年度途中より測定を休止している。
 4. 環境基準：1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
 5. 環境基準の評価（長期的評価）：1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するものが $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

出典) 「平成28年度 神戸市大気汚染調査報告 第59報」(神戸市、平成29年)
 「平成29年度 神戸市大気汚染調査報告 第60報」(神戸市、平成31年)
 「平成30年度 神戸市大気汚染調査報告 第61報」(神戸市、令和2年)
 「大気の常時監視の測定データについて 令和元年度測定結果(概要)」(神戸市ホームページ、令和3年11月現在)
 「大気の常時監視の測定データについて 令和2年度測定結果(概要)」(神戸市ホームページ、令和3年11月現在)

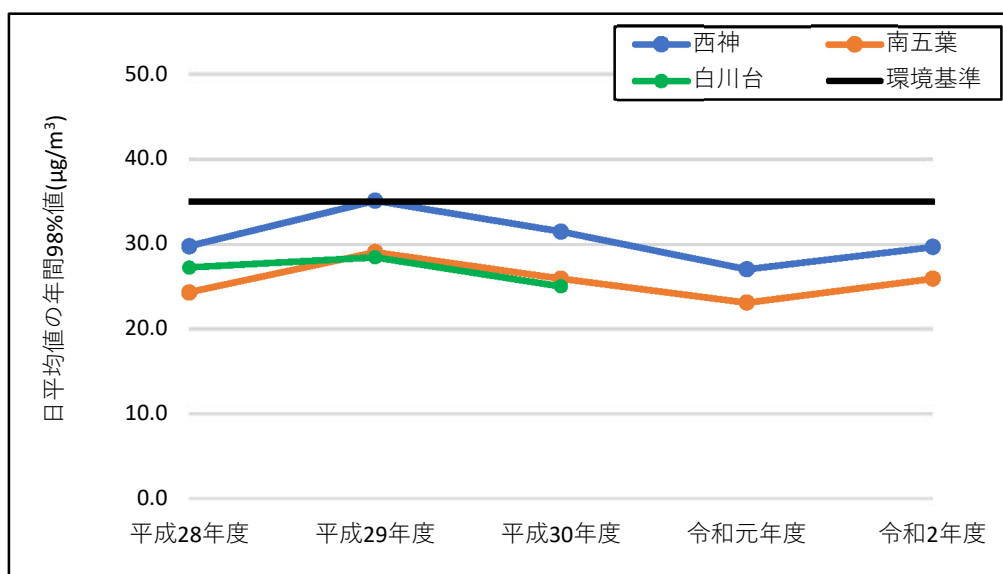


図5.4-5 微小粒子状物質（日平均値の年間98%値）の経年変化

(6) 有害大気汚染物質

事業実施区域及びその周囲における有害大気汚染物質の測定結果（令和2年度）は、表5.4-6に示すとおりである。

環境基準が定められている4物質（ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン）については、いずれも環境基準を達成している。

「環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値」（指針値）が定められている9物質（アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、1,3-ブタジエン、マンガン及びその化合物、水銀及びその化合物）についても、いずれも指針値を下回っている。

表5.4-6 有害大気汚染物質の測定結果（西神一般環境大気測定局、令和2年度）

項目	単位	測定結果	環境基準 (指針値)
アクリロニトリル	μg/m ³	0.0082	(2以下)
アセトアルデヒド	μg/m ³	1.5	(120以下)
塩化ビニルモノマー	μg/m ³	0.012	(10以下)
塩化メチル	μg/m ³	1.4	(94以下)
クロム及びその化合物	ng/m ³	2.5	—
クロロホルム	μg/m ³	0.20	(18以下)
酸化エチレン	μg/m ³	0.25	—
1,2-ジクロロエタン	μg/m ³	0.16	(1.6以下)
ジクロロメタン	μg/m ³	1.3	150以下
テトラクロロエチレン	μg/m ³	0.033	200以下
トリクロロエチレン	μg/m ³	0.051	130以下
トルエン	μg/m ³	2.8	—
ニッケル化合物	ng/m ³	2.1	(25以下)
ヒ素及びその化合物	ng/m ³	1.5	(6以下)
1,3-ブタジエン	μg/m ³	0.023	(2.5以下)
ベリリウム及びその化合物	ng/m ³	0.0016	—
ベンゼン	μg/m ³	0.63	3以下
ベンゾ[a]ピレン	ng/m ³	0.11	—
ホルムアルデヒド	μg/m ³	1.4	—
マンガン及びその化合物	ng/m ³	17	(140以下)
水銀及びその化合物	ng/m ³	1.9	(40以下)
キシレン	μg/m ³	0.53	—
エチルベンゼン	μg/m ³	0.88	—
トリメチルベンゼン	μg/m ³	0.46	—
1,2-ジクロロプロパン	μg/m ³	0.045	—

出典)「有害大気汚染物質の状況 令和2年度測定結果」
(神戸市ホームページ、令和3年11月現在)

(7) ダイオキシン類

事業実施区域及びその周囲におけるダイオキシン類の測定結果（令和2年度）は、表5.4-7に示すとおりであり、環境基準を達成している。

表5.4-7 ダイオキシン類の測定結果（南五葉一般環境大気測定局、令和2年度）

【単位：pg-TEQ/m³】

夏季	冬季	年平均	環境基準
0.0045	0.0075	0.0060	0.6以下

出典)「ダイオキシン類の常時監視 令和2年度ダイオキシン類の状況」
(神戸市ホームページ、令和3年11月現在)

5.4.2. 騒音

事業実施区域及びその周囲における自動車騒音の状況（面的評価の結果）は表5.4-8に、面的評価の区間は図5.4-6に示すとおりである。

事業実施区域及びその周囲における評価区間の合計で、昼間及び夜間とも環境基準を達成した住居等の戸数の割合は、90.91%となっている。

表5.4-8 自動車騒音の状況（令和元年度）

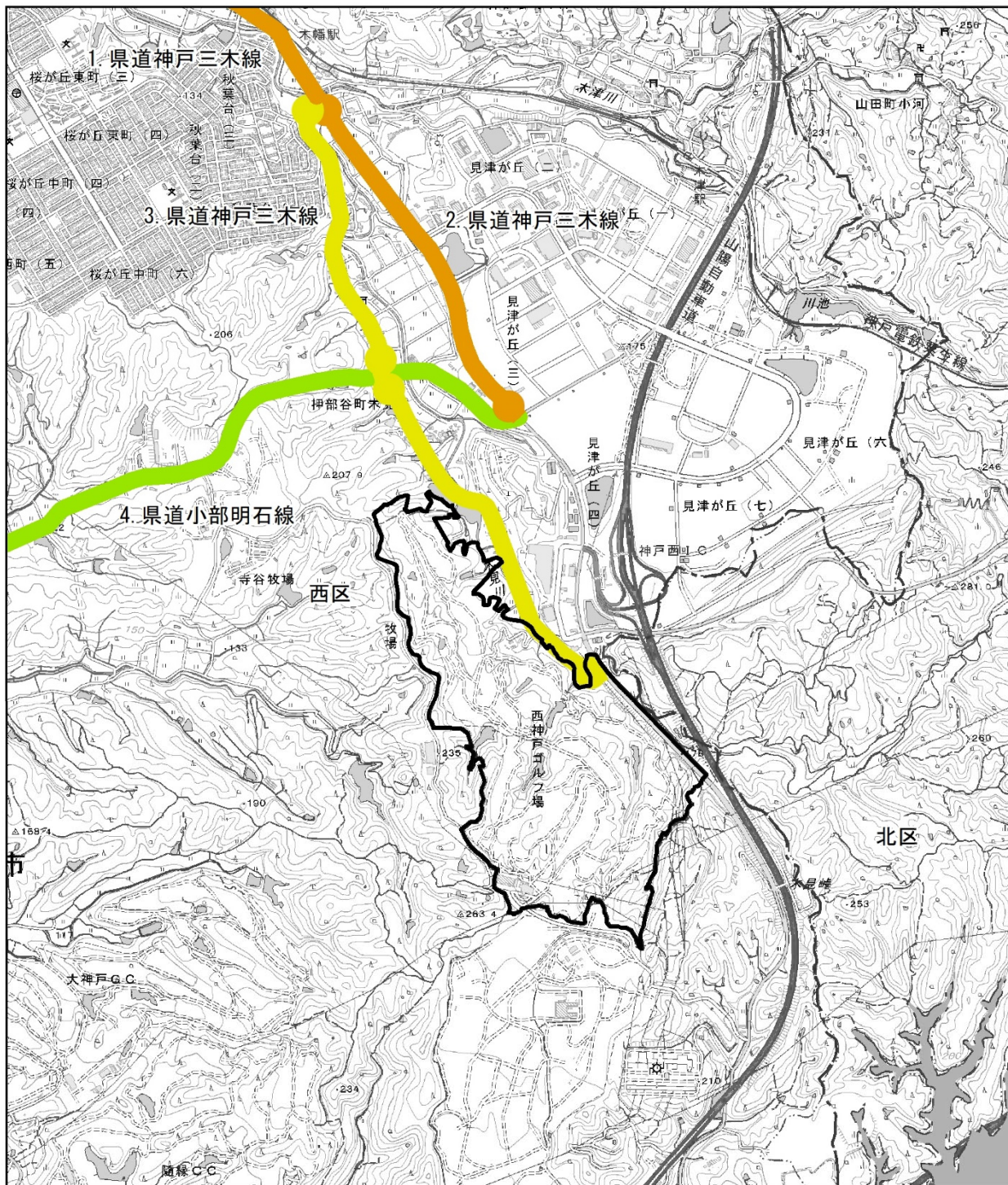
番号	対象道路	評価区間		評価結果				
		始点	終点	評価対象戸数	昼夜とも基準値以下	昼のみ基準値以下	夜のみ基準値以下	昼夜とも基準値超過
1	県道神戸三木線	西区押部谷町木津	西区押部谷町福住	150戸	131戸 (87.33%)	13戸 (8.67%)	0戸 (0.0%)	6戸 (4.0%)
2	県道神戸三木線	西区見津が丘	西区押部谷町木津	1戸	1戸 (100.0%)	0戸 (0.0%)	0戸 (0.0%)	0戸 (0.0%)
3	県道神戸三木線	西区押部谷町木見	西区押部谷町木津	63戸	63戸 (100.0%)	0戸 (0.0%)	0戸 (0.0%)	0戸 (0.0%)
4	県道小部明石線	西区見津が丘	西区櫛谷町福谷	28戸	25戸 (89.29%)	0戸 (0.0%)	2戸 (7.14%)	1戸 (3.57%)
合計				242戸	220戸 (90.91%)	13戸 (5.37%)	2戸 (0.83%)	7戸 (2.89%)

注) 昼間：午前6時～午後10時、夜間：午後10時～翌日午前6時

出典) 「環境展望台 自動車騒音の常時監視結果」(国立環境研究所ホームページ、令和3年11月現在)

5.4.3. 振動

事業実施区域及びその周囲において、振動に係る情報は確認できなかった。



事業実施区域

出典) 「環境展望台 自動車騒音の常時監視結果」
 (国立環境研究所ホームページ、令和3年11月現在)

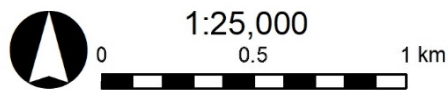


図5.4-6 自動車騒音の面的評価区間

5.4.4. 水質

(1) 河川の水質

事業実施区域及びその周囲の河川では、図5.4-7に示すとおり、明石川水系木見川（流末）及び木津川（流末）の2箇所において常時監視が行われている。

令和2年度の水質測定結果は、表5.4-9に示すとおりである。

なお、いずれの地点においても、環境基準の類型は指定されていない。

生活環境項目について、明石川に指定されているB類型の環境基準値と参考に比較した場合、木津川流末の大腸菌群数を除き、環境基準値を下回っている。

健康項目（硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素）についても、環境基準を達成している。

表5.4-9 水質測定結果（令和2年度）

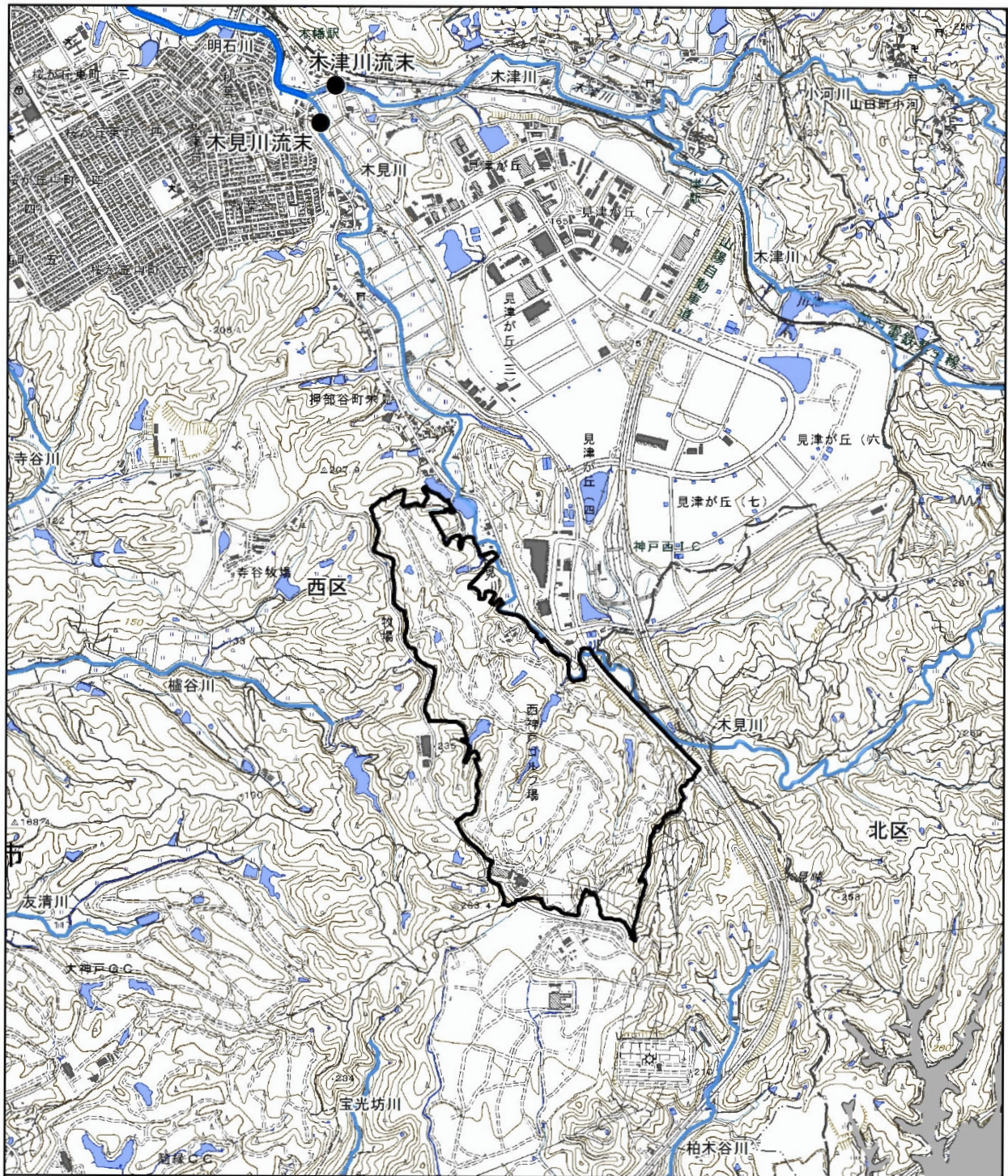
項目		単位	木見川流末	木津川流末	環境基準 (参考:B類型)
生活環境項目	pH	—	8.1	8.0	(6.5以上8.5以下)
	BOD	mg/L	1.2	1.6	
	BOD75%値	mg/L	1.5	1.8	(3以下)
	COD	mg/L	5.9	5.7	
	SS	mg/L	4	6	(25以下)
	DO	mg/L	11	11	(5以上)
	大腸菌群数	MPN/100mL	3,000	20,000	(5,000以下)
	全窒素	mg/L	0.48	0.51	
	全磷	mg/L	0.14	0.09	
	全亜鉛	mg/L	0.006	0.003	
その他項目	塩化物イオン	mg/L	16	23	
	アンモニア性窒素	mg/L	0.02	0.02	
	亜硝酸性窒素	mg/L	0.006	0.007	
	硝酸性窒素	mg/L	0.20	0.25	
	磷酸性磷	mg/L	0.13	0.08	
健康項目	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/L	0.20	0.25	10mg/L以下

注) 測定結果は、年間4回測定された結果の平均値を示す。

出典)「公共用水域の常時監視 令和2(2020)年度の水質の状況」(神戸市ホームページ、令和3年11月現在)

(2) 地下水の水質

事業実施区域及びその周囲において、地下水の水質に係る情報は確認できなかった。



■ 事業実施区域

— 二級河川

— 準用河川

● 公共用水域の常時監視測定地点

出典)「公共用水域の常時監視 河川・湖沼の測定地点(令和2年度)」
(神戸市ホームページ、令和3年11月現在)

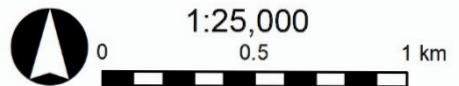


図5.4-7 公共用水域水質・底質測定地点

5.4.5. 底質

事業実施区域及びその周囲の河川では、図5.4-7に示すとおり、明石川水系木見川（流末）及び木津川（流末）の2箇所において調査が行われている。

令和元年度の底質調査結果は、表5.4-10に示すとおりである。

表5.4-10 底質調査結果（令和元年度）

項目	単位	木見川流末	木津川流末
pH（間隙水）	—	7.55	7.84
乾燥減量	%	19.9	17.1
強熱減量	%	1.34	1.23
CODsed	mg/kg乾泥	2,700	500
全窒素	mg/kg乾泥	710	150
全りん	mg/kg乾泥	136	71
硫化物	mg/kg乾泥	<10	<10
酸化還元電位	mV	387	216
粒度分布	>2mm	56.6	86.0
	2-0.075	42.0	8.2
	<0.075	1.4	5.8

出典）「底質調査（河川・海域）神戸市における底質調査結果」
（神戸市ホームページ、令和3年11月現在）

5.4.6. 温室効果ガス

2019年度の市域全体の温室効果ガス排出量は、表5.4-11に示すとおり、7,901千t-CO₂であり、基準年度（2013年度）と比べて36.2%減少し、前年度（2018年度）と比べると2.4%減少している。

表5.4-11 市域全体の温室効果ガス排出量（2019年度）

【単位：千 t-CO₂】

ガス種類 部門		基準年度 (2013年度)	2018年度実績A (基準年度増減比)	2019年度実績B (基準年度増減比)	B-A [増減率]	
二酸化炭素	産業	製造業、建設業、農林水産業等	5,194	2,326 (▲55.2%)	2,232 (▲57.0%)	▲94 [▲4.0%]
	業務	事務所、店舗、銀行、病院、ホテル等	2,345	1,586 (▲32.4%)	1,513 (▲35.5%)	▲73 [▲4.6%]
	家庭	家庭での電気・ガス・灯油の消費	2,078	1,316 (▲36.7%)	1,214 (▲41.6%)	▲102 [▲7.7%]
	運輸	自動車、船舶、鉄道、航空	1,992	1,920 (▲3.6%)	1,920 (▲3.6%)	0 [0.0%]
	廃棄物	一般廃棄物、産業廃棄物 (プラスチック類、廃油の焼却)	266	250 (▲6.2%)	245 (▲8.1%)	▲5 [▲2.0%]
その他ガス※		518	699 (+35.0%)	777 (+50.1%)	+78 [+11.2%]	
合計		12,392	8,096 (▲34.7%)	7,901 (▲36.2%)	▲195 [▲2.4%]	

注) ※：メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、代替フロン等4種類ガス

出典) 「神戸市域の温室効果ガス排出状況」(神戸市ホームページ、令和3年11月現在)

5.4.7. 公害苦情の発生状況

事業実施区域が位置する神戸市西区における令和2年度の公害苦情件数は、表5.4-12に示すとおりであり、悪臭に係る苦情が最も多くなっている。

表5.4-12 神戸市西区における公害苦情件数（令和2年度）

種類	苦情件数
大気汚染	4
水質汚濁	4
土壌汚染	0
騒音	8
振動	2
地盤沈下	0
悪臭	20
合計	38

出典) 「令和2年度神戸市の大気質・水質・騒音・公害苦情処理等の状況」（神戸市、令和3年）